

令和7年度

市税概要



上田市

上田市民憲章



上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然や 先人の築いた歴史と文化を大切にす
まちはです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち
未来への発展を願って ここに市民憲章を定めます

- 1 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまち
をつくります
- 1 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちを
つくります
- 1 未来を担う子どもらが健やかに育つ 夢あるまちをつく
ります
- 1 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちを
つくります

平成19年（2007年）10月3日制定

目 次

I 上田市の概要

1 市のあらまし	1
2 人口と世帯数	1
3 位置	1
4 上田市の詳細図	2
5 原付オリジナルナンバープレート	2
6 市の予算と決算	
(1) 令和7年度一般会計当初予算	3
(2) 令和6年度一般会計決算	4

II 市税の概要

1 令和7年度市税当初予算	5
2 一般会計歳入額と市税収入額の推移	6
3 市税負担状況	7
4 税目別決算額の推移	8

III 市県民税

1 納税義務者数の推移	
(1) 個人市民税	12
(2) 個人県民税	12
2 課税額・調定額の推移	
(1) 個人市民税課税額・調定額の推移	13
(2) 個人県民税課税額・調定額の推移	13
(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合	14
3 令和7年度課税標準額段階別所得の状況	15
4 所得控除の状況	16
5 令和7年度所得区分による課税状況	17
6 令和7年度税額控除の状況	17
7 法人市民税	
(1) 納税義務者数の推移	18
(2) 調定件数、調定額、電子申請件数	18
(3) 業種別調定額の推移	19

IV 固定資産税

1 課税状況の推移	
(1) 固定資産税調定額等の推移	20
(2) 国有資産等所在市町村交付金	20
2 土地の概要	
(1) 令和7年度土地の総括	21
(2) 決定価格等の推移	23
3 家屋の概要	
(1) 令和7年度家屋の総括	24
(2) 決定価格等の推移	24
(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移	25
(4) 新・増築分家屋の推移	26
4 償却資産の概要	
(1) 令和7年度償却資産の総括	27
(2) 課税標準額等の推移	28

V 諸税・その他

1 軽自動車税	
(1) 調定額の推移	29
(2) 環境性能割の課税台数の推移	29
(3) 種別割の車種別課税台数の推移	29
(4) 種別割の非課税、減免台数の推移	29
(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況	30
2 市たばこ税	31
3 入湯税	31
4 都市計画税	31
5 国民健康保険税	32
6 証明、閲覧関係	
(1) 証明閲覧手数料徴収基準	32
(2) 諸証明取扱状況	32
(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移	32
7 税率と納期	33
8 税務機構及び事務分掌	35
9 市税の徴収に要する経費	36

VI 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移	37
2 納付状況	
(1) 口座振替、自主納付（予定者）の推移	38
(2) 口座振替による納付状況	39
(3) 令和6年度税目別の口座振替依頼状況	39
(4) 口座振替手数料の支払状況(金融機関分)	39
(5) 郵便振替手数料の支払状況	39
(6) コンビニ収納手数料の支払状況	39
3 督促関係	
(1) 督促状の発付状況	40
(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況	40
4 滞納処分、差押等	
(1) 税目別滞納の内訳	40
(2) 滞納処分の執行停止状況	41
(3) 不納欠損処分状況	41
(4) 財産の差押と解除の状況	42
(5) 差押現在高	42
(6) 交付要求等の状況	43
(7) 交付要求現在高	43
(8) 公売処分の実施状況	43
(9) 催告書発送数	43
5 個人県民税関係	
(1) 令和6年度個人県民税徴収取扱費の状況	44
(2) 令和6年度までの個人県民税の取扱状況	44
6 県内19市の市税等収納率の状況	45
参考資料 市税のあゆみ	47

図表中、各項目の計数は、原則として単位未満四捨五入としたため合計と一致しない場合があります。

I 上田市の概要

1 市のあらまし

上田市は、平成18年3月6日に上田市、丸子町、真田町、武石村が新設合併し誕生した、人口約15万人を擁する長野県東部の中核都市です。

北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原高原などの2,000メートル級の山々に囲まれ、佐久盆地から流れ込む千曲川が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流れていきます。地勢については、標高400メートルから800メートルの河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されています。

上田市の盆地部分の年平均気温は、摂氏11.8度です。昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候で、晴天率が高く、年間の平均降水量が約890ミリメートルと全国でも有数の少雨乾燥地帯となっています。

主な産業は、かつて「蚕都（さんと）」として、地域のリーディング産業であった蚕糸業で培われた技術的基盤や進取の精神は機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済を牽引し、高度な技術を有する企業の集積が見られます。

農業は少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稻、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われています。

観光地としての上田市は、数多くの歴史的文化遺産や特色ある伝統行事、国指定の二つの高原に代表される雄大な自然、由緒ある温泉等、地域の個性が際立つ豊富な観光資源を有しており、それぞれが四季折々の多彩な彩りで訪れる人を魅了します。

上田市は、長野県東部の中核都市として、「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」をキャッチフレーズに、「市民が主役のまちづくり」、「安全・安心な快適環境のまちづくり」、「誰もがいきいき働き産業が育つまちづくり」、「ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり」、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」、「文化を育み、交流と連携で風格漂う魅力あるまちづくり」を目指しています。

2 人口と世帯数

区分	面積 (km ²)	世帯数	人口			1世帯当たりの人口	人口密度 (人/km ²)
			男	女	計		
令和2年	552.04	64,533	74,787	77,993	152,780	2.4	277
令和3年	552.04	64,823	74,985	78,160	153,145	2.4	277
令和4年	552.04	65,348	74,551	77,637	152,188	2.3	276
令和5年	552.04	65,829	74,169	76,989	151,158	2.3	274
令和6年	552.04	66,357	73,561	76,488	150,049	2.3	272

資料：世帯数、人口は長野県毎月人口移動調査結果による。（10月1日現在）

3 位置

日本のほぼ中央に位置している上田市は、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬭恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接しています。

奈良時代から、京都と東北地方を結ぶ「東山道」の拠点として栄え、交通の要衝でしたが、現在はJR北陸新幹線、しなの鉄道、上田電鉄別所線が上田駅で接続し、上信越自動車道（上田菅平インターチェンジ）を有しています。

東京から約190キロメートル、北陸新幹線を利用すれば最短80分の距離です。避暑地として有名な軽井沢町からは約40キロメートル、1998年冬季オリンピックの主会場となった長野市とも約40キロメートルの位置にあります。

東西約31キロメートル、南北約37キロメートルの広がりを持ち、面積は、552.04平方キロメートル、市役所本庁の位置は、東経138度15分、北緯36度24分、海拔456メートルです。



4 上田市の詳細図



5 原付オリジナルナンバープレート



上田城跡公園 東虎口櫓門前

上田市では、平成20年8月20日 合併後3周年の機会に、地域の一体感の醸成と観光振興・地域振興等を目的として、県下初となる先駆的な取り組みとして、形を上田城の櫓をモチーフに「信州」と「六文銭」をデザインに入れ「上田らしさ」を表現した「原付オリジナルナンバープレート」を作製し交付を始めました。

この「原付オリジナルナンバープレート」が市民に愛され、親しまれるとともに、動く広告塔として、自然と歴史ロマンあふれる真田幸村公の故郷 信州上田を全国へアピールし、地域振興と観光振興の一助としています。

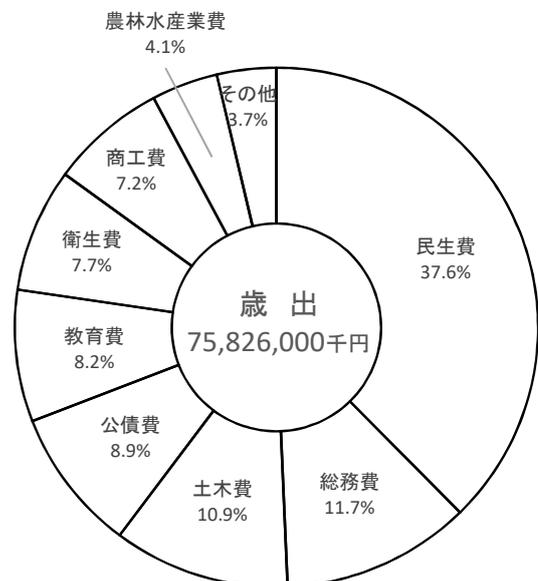
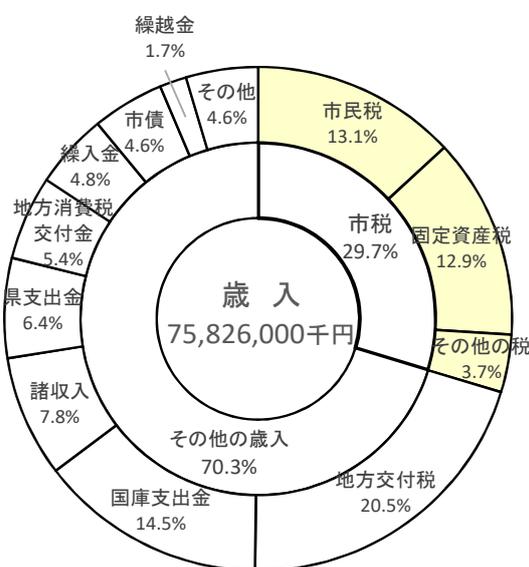
6 市の予算と決算

(1) 令和7年度一般会計当初予算

(単位：千円、%)

歳入科目		予算額	構成比	歳出科目		予算額	構成比
1	市 税	22,521,000	29.7	議 会 費	357,856	0.5	
2	地 方 譲 与 税	604,105	0.8	総 務 費	8,856,843	11.7	
3	利 子 割 交 付 金	12,000	0.0	民 生 費	28,529,940	37.6	
4	配 当 割 交 付 金	110,000	0.2	衛 生 費	5,844,582	7.7	
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	120,000	0.2	労 働 費	189,843	0.3	
6	法 人 事 業 税 交 付 金	390,000	0.5	農 林 水 産 業 費	3,079,251	4.1	
7	地 方 消 費 税 交 付 金	4,100,000	5.4	商 工 費	5,498,400	7.2	
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000	0.0	土 木 費	8,270,280	10.9	
9	環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	0.1	消 防 費	2,130,042	2.8	
10	地 方 特 例 交 付 金	180,000	0.2	教 育 費	6,207,420	8.2	
11	地 方 交 付 税	15,500,000	20.5	公 債 費	6,761,543	8.9	
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,500	0.0	予 備 費	100,000	0.1	
13	分 担 金 及 び 負 担 金	215,504	0.3				
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,065,474	1.4				
15	国 庫 支 出 金	10,989,351	14.5				
16	県 支 出 金	4,874,522	6.4				
17	財 産 収 入	232,725	0.3				
18	寄 附 金	479,500	0.6				
19	繰 入 金	3,648,395	4.8				
20	繰 越 金	1,300,000	1.7				
21	諸 収 入	5,935,524	7.8				
22	市 債	3,463,400	4.6				
	歳 入 合 計	75,826,000	100.0	歳 出 合 計	75,826,000	100.0	

令和7年度一般会計当初予算グラフ

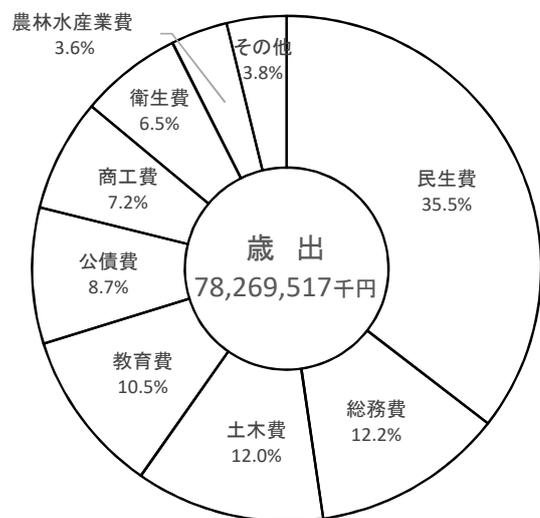
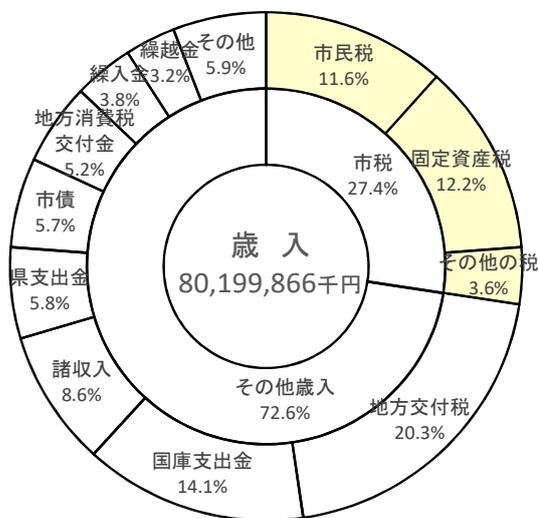


(2) 令和6年度一般会計決算

(単位：千円、%)

歳入科目				歳出科目			
	歳入科目	決算額	構成比		決算額	構成比	
1	市 税	22,010,583	27.4	議 会 費	363,922	0.5	
2	地 方 譲 与 税	608,568	0.8	総 務 費	9,543,047	12.2	
3	利 子 割 交 付 金	8,477	0.0	民 生 費	27,810,637	35.5	
4	配 当 割 交 付 金	152,472	0.2	衛 生 費	5,120,995	6.5	
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	203,153	0.3	労 働 費	226,574	0.3	
6	法 人 事 業 税 交 付 金	415,051	0.5	農 林 水 産 業 費	2,857,236	3.6	
7	地 方 消 費 税 交 付 金	4,139,909	5.2	商 工 費	5,622,114	7.2	
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	21,989	0.0	土 木 費	9,355,789	12.0	
9	環 境 性 能 割 交 付 金	61,311	0.1	消 防 費	2,096,016	2.7	
10	地 方 特 例 交 付 金	878,699	1.1	教 育 費	8,180,966	10.5	
11	地 方 交 付 税	16,311,032	20.3	災 害 復 旧 費	272,845	0.3	
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,438	0.0	公 債 費	6,819,376	8.7	
13	分 担 金 及 び 負 担 金	261,133	0.3	予 備 費	0	0.0	
14	使 用 料 及 び 手 数 料	1,094,799	1.4				
15	国 庫 支 出 金	11,327,961	14.1				
16	県 支 出 金	4,676,947	5.8				
17	財 産 収 入	261,685	0.3				
18	寄 附 金	712,665	0.9				
19	繰 入 金	3,020,319	3.8				
20	繰 越 金	2,527,455	3.2				
21	諸 収 入	6,932,620	8.6				
22	市 債	4,556,600	5.7				
	歳 入 合 計	80,199,866	100.0	歳 出 合 計	78,269,517	100.0	

令和6年度一般会計決算グラフ



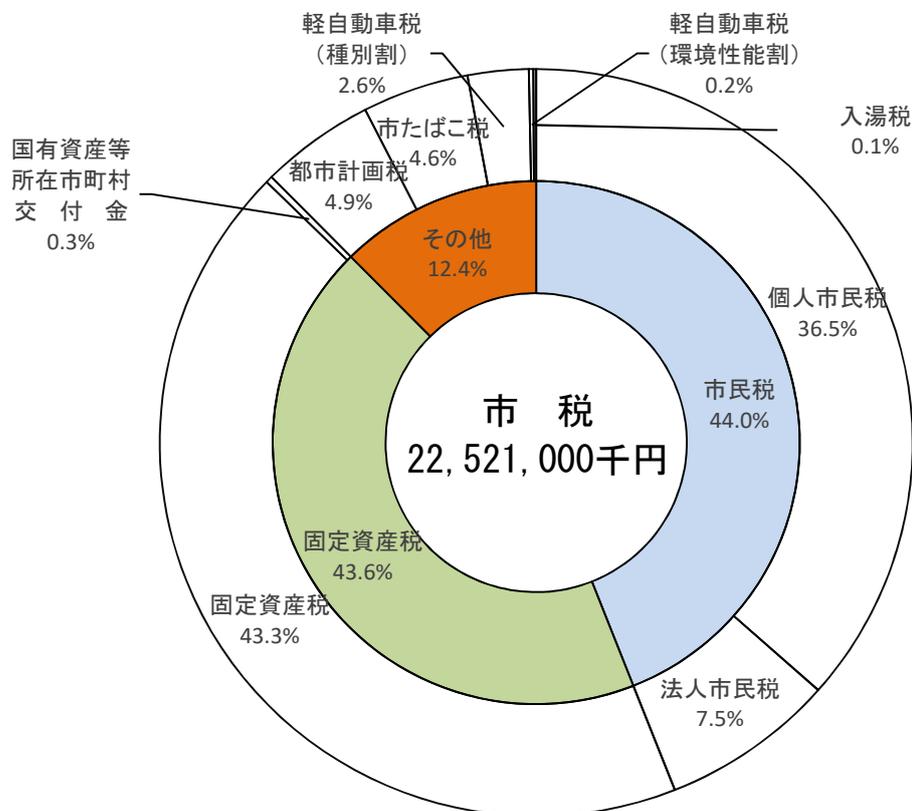
Ⅱ 市税の概要

1 令和7年度市税当初予算

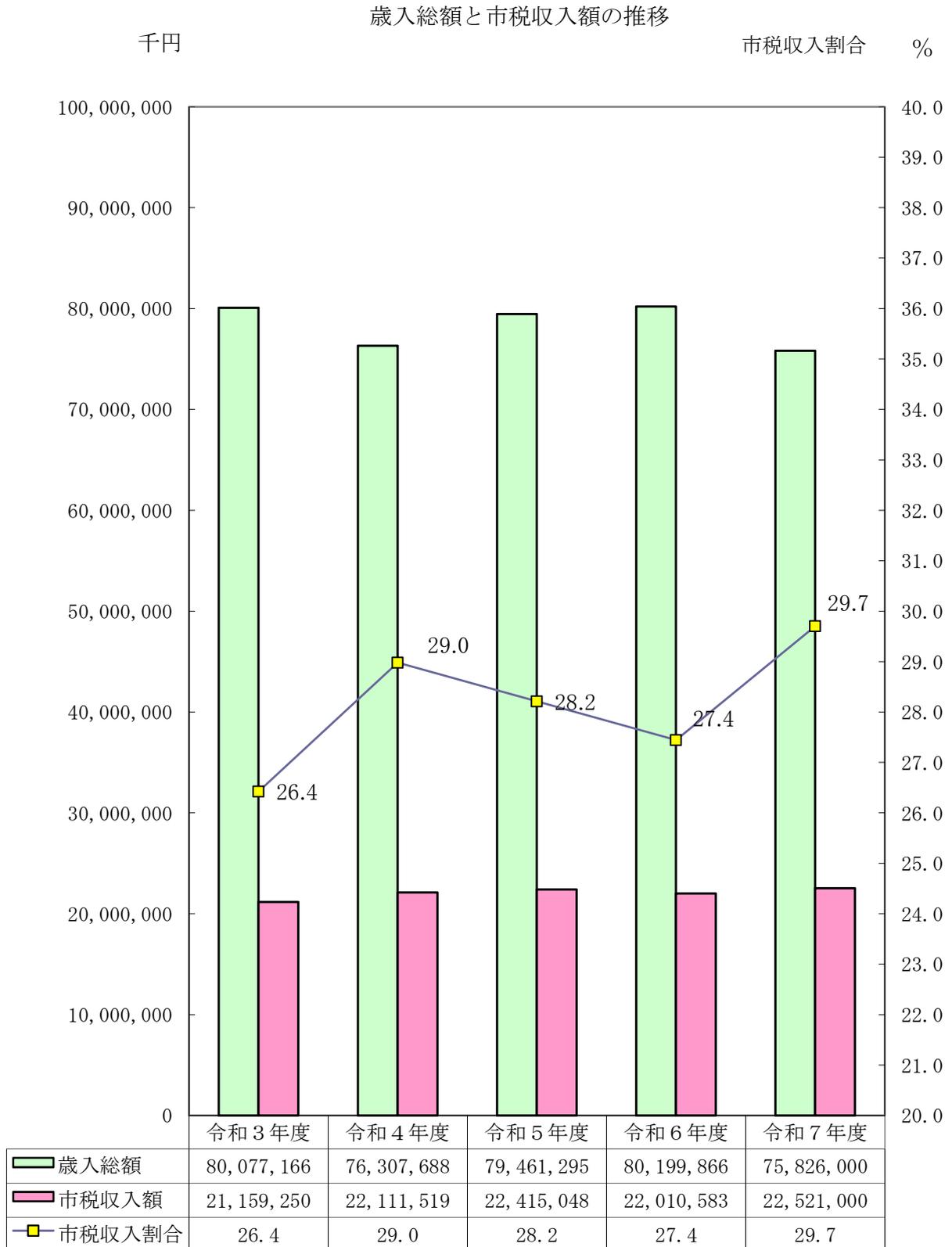
(単位：千円、%)

税目	現年課税	滞納繰越	合計	構成比	前年比
個人市民税	8,200,000	25,000	8,225,000	36.5	110.7
法人市民税	1,680,000	2,000	1,682,000	7.5	103.6
固定資産税	9,700,000	50,000	9,750,000	43.3	100.6
国有資産等所在市町村 交付金	68,000	0	68,000	0.3	100.0
軽自動車税(環境性能割)	40,000	0	40,000	0.2	124.8
軽自動車税(種別割)	590,000	1,000	591,000	2.6	107.1
市たばこ税	1,030,000	0	1,030,000	4.6	98.3
入湯税	30,000	0	30,000	0.1	100.0
都市計画税	1,100,000	5,000	1,105,000	4.9	100.1
合計	22,438,000	83,000	22,521,000	100.0	104.4

【令和7年度市税当初予算グラフ】



2 一般会計歳入額と市税収入額の推移



備考 令和7年度は当初予算額、令和6年度以前は決算額

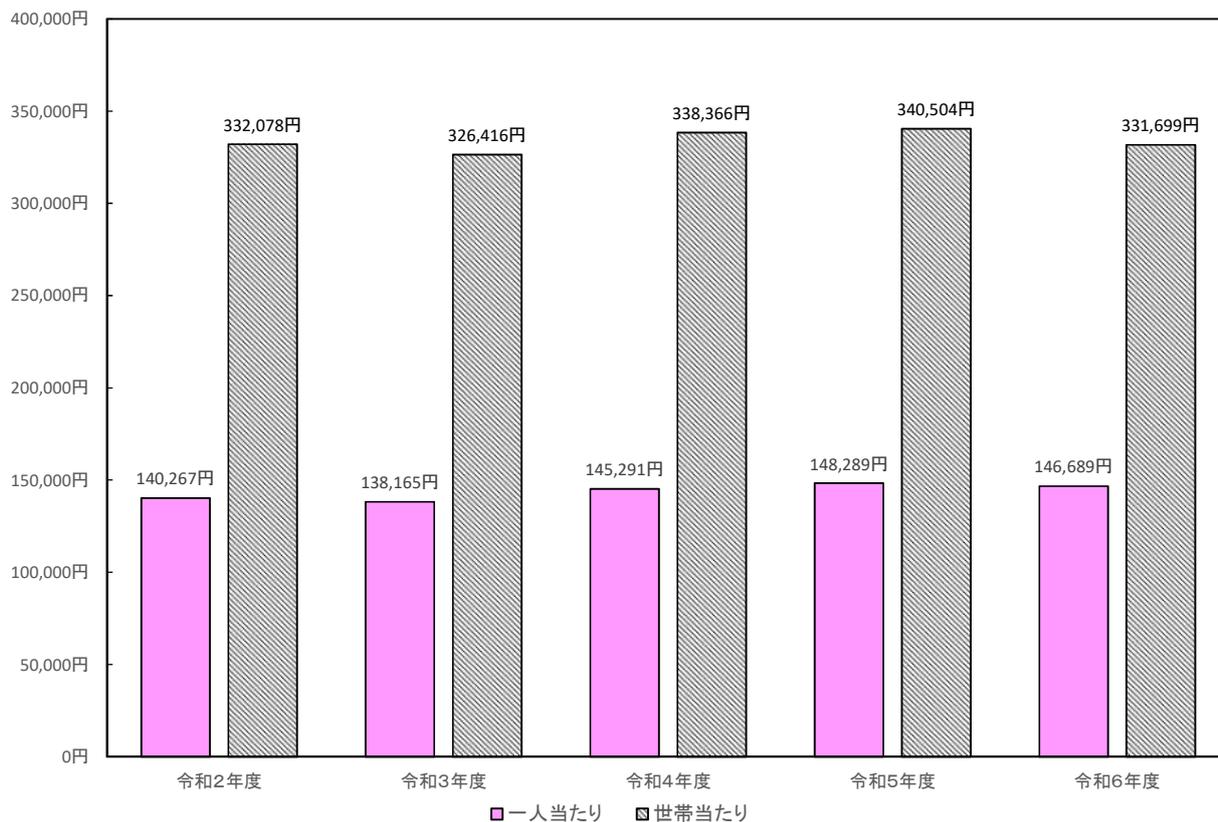
3 市税負担状況

(単位：円、%)

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		税 額	前年比								
人 口 一 人 当 たり	市税総額	140,267	101.91	138,165	98.50	145,291	105.16	148,289	102.06	146,689	98.92
	個人市民税	50,634	103.99	49,198	97.16	51,181	104.03	53,177	103.90	50,849	95.62
	固定資産税	62,631	102.68	59,720	95.35	63,898	107.00	64,775	101.37	64,737	99.94
	その他の税	27,002	96.95	29,247	108.31	30,212	103.30	30,337	100.41	31,103	102.52
一 世 帯 当 たり	市税総額	332,078	100.75	326,416	98.29	338,366	103.66	340,504	100.63	331,699	97.41
	個人市民税	119,874	102.81	116,230	96.96	119,195	102.55	122,105	102.44	114,982	94.17
	固定資産税	148,277	101.51	141,088	95.15	148,811	105.47	148,737	99.95	146,385	98.42
	その他の税	63,927	95.85	69,098	108.09	70,360	101.83	69,662	99.01	70,332	100.96

(備考) 税額＝収入済額／10月1日人口、世帯数（長野県毎月人口異動調査結果による。）

市税負担状況の推移グラフ



4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和3年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市民 税	現年課税分	7,524,799,220	7,481,578,353	75,050	43,145,817	99.43	99.24	0.19
		滞納繰越分	181,407,330	52,821,280	27,879,152	100,706,898	29.12	31.93	△2.81
		小 計	7,706,206,550	7,534,399,633	27,954,202	143,852,715	97.77	97.41	0.36
	法人 市民 税	現年課税分	1,684,837,200	1,682,849,000	0	1,988,200	99.88	97.70	2.18
		滞納繰越分	54,529,864	29,812,836	2,053,363	22,663,665	54.67	16.05	38.62
		小 計	1,739,367,064	1,712,661,836	2,053,363	24,651,865	98.46	96.18	2.28
計		9,445,573,614	9,247,061,469	30,007,565	168,504,580	97.90	97.22	0.68	
固 定 資 産 税	固定 資産 税	現年課税分	9,070,956,200	8,997,255,186	5,639,690	68,061,324	99.19	98.21	0.98
		滞納繰越分	456,372,429	148,508,963	46,611,983	261,251,483	32.54	22.11	10.43
		小 計	9,527,328,629	9,145,764,149	52,251,673	329,312,807	96.00	95.03	0.97
	国有資産等所在市町村 交付金	71,962,300	71,962,300	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		9,599,290,929	9,217,726,449	52,251,673	329,312,807	96.03	95.07	0.96
軽 自 動 車 税	環境性能割		26,071,400	26,071,400	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	557,988,600	553,782,076	12,900	4,193,624	99.25	99.07	0.18
		滞納繰越分	17,573,893	4,159,512	2,878,958	10,535,423	23.67	28.88	△5.21
		小 計	575,562,493	557,941,588	2,891,858	14,729,047	96.94	96.55	0.39
	計		601,633,893	584,012,988	2,891,858	14,729,047	97.07	96.69	0.38
市 た ば こ 税	現年課税分		1,004,126,488	1,004,126,488	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	100.00	-
	計		1,004,126,488	1,004,126,488	0	0	100.00	100.00	0.00
入 湯 税	現年課税分		22,556,100	22,374,750	0	181,350	99.20	99.50	△0.30
	滞納繰越分		188,469	95,069	0	93,400	50.44	93.30	△42.86
	計		22,744,569	22,469,819	0	274,750	98.79	99.06	△0.27
都 市 計 画 税	現年課税分		1,075,160,000	1,066,420,545	668,458	8,070,997	99.19	98.21	0.98
	滞納繰越分		53,565,321	17,431,998	5,471,320	30,662,003	32.54	22.94	9.60
	計		1,128,725,321	1,083,852,543	6,139,778	38,733,000	96.02	94.98	1.04
市税現年課税分		21,038,457,508	20,906,420,098	6,396,098	125,641,312	99.37	98.66	0.71	
市税滞納繰越分		763,637,306	252,829,658	84,894,776	425,912,872	33.11	25.15	7.96	
市 税 合 計		21,802,094,814	21,159,249,756	91,290,874	551,554,184	97.05	96.23	0.82	
国 保 税	現年課税分		2,737,326,800	2,618,690,006	0	118,636,794	95.67	95.15	0.52
	滞納繰越分		512,426,845	120,543,751	77,464,418	314,418,676	23.52	25.71	△2.19
	合 計		3,249,753,645	2,739,233,757	77,464,418	433,055,470	84.29	82.83	1.46

4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和4年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市民 税	現年課税分	7,797,088,780	7,746,874,507	3,308	50,210,965	99.36	99.43	△0.07
		滞納繰越分	143,391,430	42,295,208	24,775,957	76,320,265	29.50	29.12	0.38
		小 計	7,940,480,210	7,789,169,715	24,779,265	126,531,230	98.09	97.77	0.32
	法人 市民 税	現年課税分	1,665,648,900	1,661,374,200	0	4,274,700	99.74	99.88	△0.14
		滞納繰越分	24,636,865	4,346,227	2,038,200	18,252,438	17.64	54.67	△37.03
		小 計	1,690,285,765	1,665,720,427	2,038,200	22,527,138	98.55	98.46	0.09
計		9,630,765,975	9,454,890,142	26,817,465	149,058,368	98.17	97.90	0.27	
固 定 資 産 税	固定 資産 税	現年課税分	9,706,203,400	9,626,224,196	5,906,286	74,072,918	99.18	99.19	△0.01
		滞納繰越分	329,202,907	98,247,604	97,763,953	133,191,350	29.84	32.54	△2.70
		小 計	10,035,406,307	9,724,471,800	103,670,239	207,264,268	96.90	96.00	0.90
	国有資産等所在市町村 交付金	70,018,100	70,018,100	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,105,424,407	9,794,489,900	103,670,239	207,264,268	96.92	96.03	0.89
軽 自 動 車 税	環境性能割		47,875,000	47,875,000	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	577,594,400	573,503,520	2,000	4,088,880	99.29	99.25	0.04
		滞納繰越分	14,662,347	3,185,409	3,410,951	8,065,987	21.73	23.67	△1.94
		小 計	592,256,747	576,688,929	3,412,951	12,154,867	97.37	96.94	0.43
	計		640,131,747	624,563,929	3,412,951	12,154,867	97.57	97.07	0.50
市 た ば こ 税	現年課税分		1,079,283,128	1,079,283,128	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-
	計		1,079,283,128	1,079,283,128	0	0	100.00	100.00	0.00
入 湯 税	現年課税分		29,718,800	29,718,800	0	0	100.00	99.20	0.80
	滞納繰越分		274,750	207,300	67,450	0	75.45	50.44	25.01
	計		29,993,550	29,926,100	67,450	0	99.78	98.79	0.99
都 市 計 画 税	現年課税分		1,126,386,700	1,117,107,773	685,414	8,593,513	99.18	99.19	△0.01
	滞納繰越分		38,723,600	11,258,327	11,202,904	16,262,369	29.07	32.54	△3.47
	計		1,165,110,300	1,128,366,100	11,888,318	24,855,882	96.85	96.02	0.83
市税現年課税分			22,099,817,208	21,951,979,224	6,597,008	141,240,976	99.33	99.37	△0.04
市税滞納繰越分			550,891,899	159,540,075	139,259,415	252,092,409	28.96	33.11	△4.15
市 税 合 計			22,650,709,107	22,111,519,299	145,856,423	393,333,385	97.62	97.05	0.57
国 保 税	現年課税分		2,412,010,100	2,322,475,315	0	89,534,785	96.29	95.67	0.62
	滞納繰越分		429,752,770	101,602,800	82,210,047	245,939,923	23.64	23.52	0.12
	合 計		2,841,762,870	2,424,078,115	82,210,047	335,474,708	85.30	84.29	1.01

4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和5年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市民 税	現年課税分	8,052,295,400	7,995,752,726	32,171	56,510,503	99.30	99.36	△0.06
		滞納繰越分	126,174,761	42,326,362	17,360,442	66,487,957	33.55	29.50	4.05
		小 計	8,178,470,161	8,038,079,088	17,392,613	122,998,460	98.28	98.09	0.19
	法人 市民 税	現年課税分	1,621,452,000	1,618,063,200	130,000	3,258,800	99.79	99.74	0.05
		滞納繰越分	17,524,988	2,526,900	849,915	14,148,173	14.42	17.64	△3.22
		小 計	1,638,976,988	1,620,590,100	979,915	17,406,973	98.88	98.55	0.33
計		9,817,447,149	9,658,669,188	18,372,528	140,405,433	98.38	98.17	0.21	
固 定 資 産 税	固定 資産 税	現年課税分	9,819,037,400	9,736,659,701	12,271,382	70,106,317	99.16	99.18	△0.02
		滞納繰越分	211,890,127	54,571,180	36,305,263	121,013,684	25.75	29.84	△4.09
		小 計	10,030,927,527	9,791,230,881	48,576,645	191,120,001	97.61	96.90	0.71
	国有資産等所在市町村 交付金	69,130,600	69,130,600	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		10,100,058,127	9,860,361,481	48,576,645	191,120,001	97.63	96.92	0.71
軽 自 動 車 税	環境性能割		44,016,100	44,016,100	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	594,090,700	590,346,982	14,900	3,728,818	99.37	99.29	0.08
		滞納繰越分	13,709,437	2,667,097	2,574,572	8,467,768	19.45	21.73	△2.28
		小 計	607,800,137	593,014,079	2,589,472	12,196,586	97.57	97.37	0.20
	計		651,816,237	637,030,179	2,589,472	12,196,586	97.73	97.57	0.16
市 た ば こ 税	現年課税分		1,085,263,302	1,085,263,302	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-
	計		1,085,263,302	1,085,263,302	0	0	100.00	100.00	0.00
入 湯 税	現年課税分		31,508,550	31,508,550	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	75.45	-
	計		31,508,550	31,508,550	0	0	100.00	99.78	0.22
都 市 計 画 税	現年課税分		1,145,280,700	1,135,671,534	1,431,318	8,177,848	99.16	99.18	△0.02
	滞納繰越分		25,405,533	6,543,322	4,353,159	14,509,052	25.76	29.07	△3.31
	計		1,170,686,233	1,142,214,856	5,784,477	22,686,900	97.57	96.85	0.72
市税現年課税分		22,462,074,752	22,306,412,695	13,879,771	141,782,286	99.31	99.33	△0.02	
市税滞納繰越分		394,704,846	108,634,861	61,443,351	224,626,634	27.52	28.96	△1.44	
市 税 合 計		22,856,779,598	22,415,047,556	75,323,122	366,408,920	98.07	97.62	0.45	
国 保 税	現年課税分		2,339,947,785	2,246,578,926	0	93,368,859	96.01	96.29	△0.28
	滞納繰越分		336,335,451	82,870,515	51,822,526	201,642,410	24.64	23.64	1.00
	合 計		2,676,283,236	2,329,449,441	51,822,526	295,011,269	87.04	85.30	1.74

4 税目別決算額の推移

(単位：円)

科 目			令和6年度						
			調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額	収入未済額	収納率 B/A (%)	前年同期 (%)	比較 (ポイント)
市 民 税	個人 市民 税	現年課税分	7,638,468,500	7,581,250,702	37,347	57,180,451	99.25	99.30	△0.05
		滞納繰越分	126,512,046	48,624,026	13,576,926	64,311,094	38.43	33.55	4.88
		小 計	7,764,980,546	7,629,874,728	13,614,273	121,491,545	98.26	98.28	△0.02
	法人 市民 税	現年課税分	1,697,653,500	1,696,028,700	0	1,624,800	99.90	99.79	0.11
		滞納繰越分	13,406,973	3,796,700	595,800	9,014,473	28.32	14.42	13.90
		小 計	1,711,060,473	1,699,825,400	595,800	10,639,273	99.34	98.88	0.46
計		9,476,041,019	9,329,700,128	14,210,073	132,130,818	98.46	98.38	0.08	
固 定 資 産 税	固定 資産 税	現年課税分	9,736,344,700	9,654,453,873	5,281,191	76,609,636	99.16	99.16	0.00
		滞納繰越分	194,655,601	59,241,816	17,156,657	118,257,128	30.43	25.75	4.68
		小 計	9,931,000,301	9,713,695,689	22,437,848	194,866,764	97.81	97.61	0.20
	国有資産等所在市町村 交付金	68,734,000	68,734,000	0	0	100.00	100.00	0.00	
	計		9,999,734,301	9,782,429,689	22,437,848	194,866,764	97.83	97.63	0.20
軽 自 動 車 税	環境性能割		49,527,300	49,527,300	0	0	100.00	100.00	0.00
	種 別 割	現年課税分	609,287,600	605,108,622	2,000	4,176,978	99.31	99.37	△0.06
		滞納繰越分	12,167,686	2,776,381	1,935,407	7,455,898	22.82	19.45	3.37
		小 計	621,455,286	607,885,003	1,937,407	11,632,876	97.82	97.57	0.25
	計		670,982,586	657,412,303	1,937,407	11,632,876	97.98	97.73	0.25
市 た ば こ 税	現年課税分		1,068,455,219	1,068,455,219	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-
	計		1,068,455,219	1,068,455,219	0	0	100.00	100.00	0.00
入 湯 税	現年課税分		32,564,700	32,564,700	0	0	100.00	100.00	0.00
	滞納繰越分		0	0	0	0	-	-	-
	計		32,564,700	32,564,700	0	0	100.00	100.00	0.00
都 市 計 画 税	現年課税分		1,142,564,700	1,132,987,732	619,747	8,957,221	99.16	99.16	0.00
	滞納繰越分		23,105,100	7,032,738	2,036,708	14,035,654	30.44	25.76	4.68
	計		1,165,669,800	1,140,020,470	2,656,455	22,992,875	97.80	97.57	0.23
市税現年課税分			22,043,600,219	21,889,110,848	5,940,285	148,549,086	99.30	99.31	△0.01
市税滞納繰越分			369,847,406	121,471,661	35,301,498	213,074,247	32.84	27.52	5.32
市 税 合 計			22,413,447,625	22,010,582,509	41,241,783	361,623,333	98.20	98.07	0.13
国 保 税	現年課税分		2,487,833,100	2,384,507,229	14,500	103,311,371	95.85	96.01	△0.16
	滞納繰越分		290,484,369	81,336,975	39,744,544	169,402,850	28.00	24.64	3.36
	合 計		2,778,317,469	2,465,844,204	39,759,044	272,714,221	88.75	87.04	1.71

Ⅲ 市県民税

1 納税義務者数の推移

(1) 個人市民税 <当初>

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	納 税 義 務 者 数	78,205	78,779	79,245	79,961	81,199
	均 等 割 の み	6,484	6,474	6,292	11,374	6,185
	均等割・所得割合算	71,721	72,305	72,953	68,587	75,014
特別徴収	納 税 義 務 者 数	68,167	68,760	68,992	70,286	71,599
普通徴収	納 税 義 務 者 数	10,038	10,019	10,253	9,675	9,600
特別徴収義務者	給 与	6,139	6,255	6,374	6,556	6,700
	年 金	7	7	7	7	7

<最終>

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	納 税 義 務 者 数	80,694	81,191	81,711	82,504
	均 等 割 の み	8,218	8,178	8,046	13,184
	均等割・所得割合算	72,476	73,013	73,665	69,320
特別徴収	一 般 分	58,334	58,759	58,835	60,735
	退 職 分	168	192	186	153
	計	58,502	58,951	59,021	60,888
普通徴収	納 税 義 務 者 数	22,192	22,240	22,690	21,616

(2) 個人県民税 <当初>

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	納 税 義 務 者 数	78,205	78,779	79,245	79,961	81,199
	均 等 割 の み	6,510	6,474	6,292	11,395	6,222
	均等割・所得割合算	71,695	72,305	72,953	68,566	74,977
特別徴収	納 税 義 務 者 数	68,167	68,760	68,992	70,286	71,599
普通徴収	納 税 義 務 者 数	10,038	10,019	10,253	9,675	9,600
特別徴収義務者	給 与	6,139	6,255	6,374	6,556	6,700
	年 金	7	7	7	7	7

<最終>

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	納 税 義 務 者 数	80,694	81,191	81,711	75,527
	均 等 割 の み	8,244	8,194	8,071	6,230
	均等割・所得割合算	72,450	72,997	73,640	69,297
特別徴収	一 般 分	58,334	58,759	58,835	60,735
	退 職 分	168	192	186	153
	計	58,502	58,951	59,021	60,888
普通徴収	納 税 義 務 者 数	22,192	22,240	22,690	14,639

(備考) (1)、(2)ともに<当初>は課税状況調、<最終>は決算書による。
一般分、退職分は、給与、退職金から天引きされたもの。

2 課税額・調定額の推移

(1) 個人市民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与特別徴収	均等割	188,076	189,959	190,960	165,222	167,010
	所得割	5,694,113	5,966,044	6,178,363	5,879,810	6,622,790
	計	5,882,189	6,156,003	6,369,323	6,045,032	6,789,800
年金特別徴収	均等割	38,742	38,681	38,072	35,487	35,613
	所得割	290,269	291,648	293,520	259,352	354,491
	計	329,011	330,329	331,592	294,839	390,104
普通徴収	均等割	46,902	47,088	48,327	39,174	40,974
	所得割	1,130,669	1,214,371	1,238,130	1,179,919	1,372,654
	計	1,177,571	1,261,459	1,286,457	1,219,093	1,413,628
合 計	課税標準額	124,707,292	131,044,344	136,276,946	140,634,621	147,021,458
	均等割	273,720	275,728	277,359	239,883	243,597
	所得割	7,115,051	7,472,063	7,710,013	7,319,081	8,349,935
	計	7,388,771	7,747,791	7,987,372	7,558,964	8,593,532

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別徴収	一般分	6,164,164	6,361,302	6,576,405	6,216,825
	退職分	55,073	50,977	55,635	57,302
	計	6,219,237	6,412,279	6,632,040	6,274,127
普通徴収		1,305,563	1,384,809	1,420,255	1,364,342
合 計		7,524,800	7,797,088	8,052,295	7,638,469

(2) 個人県民税課税額・調定額の推移

〈当初課税額〉

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与特別徴収	均等割	107,472	108,548	109,114	82,610	83,504
	所得割	3,795,079	3,976,330	4,117,661	3,918,872	4,414,093
	計	3,902,551	4,084,878	4,226,775	4,001,482	4,497,597
年金特別徴収	均等割	23,920	23,644	23,210	18,624	19,017
	所得割	202,204	202,561	203,787	175,473	246,052
	計	226,124	226,205	226,997	194,097	265,069
普通徴収	均等割	25,018	25,344	26,140	18,695	19,268
	所得割	744,482	800,722	816,688	783,088	904,175
	計	769,500	826,066	842,828	801,783	923,443
合 計	課税標準額	124,706,260	131,039,168	136,276,403	140,630,521	147,005,564
	均等割	156,410	157,536	158,464	119,929	121,789
	所得割	4,741,765	4,979,613	5,138,136	4,877,433	5,564,320
	計	4,898,175	5,137,149	5,296,600	4,997,362	5,686,109

〈最終調定額〉

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特別徴収	一般分	4,086,275	4,218,137	4,361,355	4,107,393
	退職分	36,725	33,927	36,901	38,638
	計	4,123,000	4,252,064	4,398,256	4,146,031
普通徴収		863,628	917,073	940,131	906,001
合 計		4,986,628	5,169,137	5,338,387	5,052,032

(備考) (1)、(2)ともに〈当初課税額〉は課税状況調、〈最終調定額〉は決算書による。

一般分、退職分は給与、退職金から天引きされたもの。

(3) 所得区分別納税義務者の所得に対する市民税額の割合

(単位：人、%、千円)

区 分	納税義務者		所得金額(A)		算出所得割額(B)		B/A (%)	一人当たりの 所得額	
		前年比		前年比		前年比			
給与所得	令和3年度	57,549	99.3	178,404,171	100.3	6,019,907	95.2	3.37	3,100
	令和4年度	58,456	101.6	186,007,701	104.3	6,349,855	105.5	3.41	3,182
	令和5年度	58,995	100.9	192,137,139	103.3	6,593,737	103.8	3.43	3,257
	令和6年度	56,685	96.1	194,322,805	101.1	6,779,948	102.8	3.49	3,428
	令和7年度	59,839	101.4	202,981,200	105.6	7,032,643	106.7	3.46	3,392
営業所得	令和3年度	2,623	100.0	9,325,964	104.0	340,190	101.8	3.65	3,555
	令和4年度	2,398	91.4	9,332,559	100.1	350,298	103.0	3.75	3,892
	令和5年度	2,484	103.6	9,781,397	104.8	369,562	105.5	3.78	3,938
	令和6年度	2,236	90.0	9,721,918	99.4	381,464	103.2	3.92	4,348
	令和7年度	2,500	100.6	9,916,300	101.4	374,597	101.4	3.78	3,967
農業所得	令和3年度	182	108.3	733,599	142.2	28,601	159.4	3.90	4,031
	令和4年度	162	89.0	754,933	102.9	31,571	110.4	4.18	4,660
	令和5年度	142	87.7	408,268	54.1	13,863	43.9	3.40	2,875
	令和6年度	149	104.9	529,119	129.6	19,925	143.7	3.77	3,551
	令和7年度	196	138.0	828,455	202.9	34,410	248.2	4.15	4,227
その他の所得	令和3年度	10,618	100.8	19,013,621	105.1	501,647	98.9	2.64	1,791
	令和4年度	10,546	99.3	18,865,799	99.2	498,971	99.5	2.64	1,789
	令和5年度	10,602	100.5	19,120,379	101.3	514,094	103.0	2.69	1,803
	令和6年度	8,712	82.2	17,672,898	92.4	537,485	104.5	3.04	2,029
	令和7年度	11,504	108.5	20,972,984	109.7	576,263	112.1	2.75	1,823
分離譲渡所得	令和3年度	749	119.6	6,843,221	126.6	236,334	129.9	3.45	9,136
	令和4年度	743	99.2	7,662,267	112.0	256,710	108.6	3.35	10,313
	令和5年度	730	98.3	6,811,817	88.9	230,455	89.8	3.38	9,331
	令和6年度	805	110.3	7,263,882	106.6	243,476	105.7	3.35	9,023
	令和7年度	975	133.6	11,258,073	165.3	367,505	159.5	3.26	11,547
合 計	令和3年度	71,721	99.7	214,320,576	101.7	7,126,679	96.8	3.33	2,988
	令和4年度	72,305	100.8	222,623,259	103.9	7,487,405	105.1	3.36	3,079
	令和5年度	72,953	100.9	228,259,000	102.5	7,721,711	103.1	3.38	3,129
	令和6年度	68,587	94.0	229,510,622	100.5	7,962,298	103.1	3.47	3,346
	令和7年度	75,014	109.4	245,957,012	107.2	8,385,418	105.3	3.41	3,279

(備考) 各年度とも課税状況調による。

算出所得割額の税額控除には調整のための控除は含まない。

3 令和7年度課税標準額段階別所得の状況

区 分	納 税 義務者数		総所得 金額等 千円	分離長期 譲渡所得 千円	分離短期 譲渡所得 千円	株式等に係る 譲渡所得 千円	上場株式に 係る配当所得 千円	先物取引に 係る雑所得 千円	所得額合計 千円
	人	割合%							
10万円以下	2,819	3.8	2,086,672	1,464,910	5,566	160,454	5,184	3,494	3,726,280
10万円を超え 100万円以下	24,756	33	36,044,116	662,296	12,810	120,797	19,472	11,347	36,870,838
100万円を超え 200万円以下	21,549	28.7	56,068,141	506,615	3,237	180,891	14,343	12,581	56,785,808
200万円を超え 300万円以下	13,367	17.8	51,701,803	225,818	27,850	215,914	11,378	4,554	52,187,317
300万円を超え 400万円以下	6,187	8.2	32,074,655	128,627	2,900	286,383	17,247	14,160	32,523,972
400万円を超え 550万円以下	3,527	4.7	23,020,381	61,639	0	192,675	7,122	212	23,282,029
550万円を超え 700万円以下	1,088	1.5	8,997,819	89,338	5,258	55,280	2,260	7,457	9,157,412
700万円を超え 1,000万円以下	834	1.1	8,725,156	12,213	12,121	33,316	3,180	7,390	8,793,376
1,000万円を 超える金額	887	1.2	20,183,386	87,364	57,940	2,121,104	175,103	5,083	22,629,980
合 計	75,014	100.0	238,902,129	3,238,820	127,682	3,366,814	255,289	66,278	245,957,012

(備考) 課税状況調による。

4 所得控除の状況

(単位：人、千円)

控除区分	所得控除を行った納税義務者数						所得控除額						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比	
雑損	10	10	4	5	6	120.0	11,359	4,641	3,105	2,225	5,995	269.4	
医療費	6,725	6,887	6,898	6,333	7,367	116.3	1,222,622	1,262,842	1,280,626	1,199,552	1,343,308	112.0	
社会保険料	69,926	70,599	71,204	67,355	73,012	108.4	38,211,814	39,027,426	40,054,412	40,485,255	42,847,520	105.8	
小規模企業共済等	3,927	4,450	4,923	5,276	5,799	109.9	1,021,423	1,121,401	1,230,784	1,312,614	1,438,756	109.6	
生命保険料	55,897	56,139	56,449	53,812	57,148	106.2	2,813,416	2,825,423	2,827,771	2,707,545	2,822,103	104.2	
地震保険料	14,430	14,959	15,418	14,862	16,144	108.6	124,654	126,176	127,752	120,408	130,457	108.3	
障害者	普通	1,631	1,669	1,661	1,478	1,837	124.3	439,920	450,320	449,280	400,140	496,600	124.1
	特別	1,155	1,166	1,110	906	1,088	120.1	355,200	358,200	342,300	276,000	322,700	116.9
	同居特加	600	581	577	464	594	128.0	140,300	136,160	135,470	107,870	138,000	127.9
寡婦	568	573	580	526	589	112.0	147,680	148,980	150,800	136,760	153,140	112.0	
ひとり親	1,046	1,067	1,032	886	1,094	123.5	313,800	320,100	309,600	265,800	328,200	123.5	
勤労学生	6	7	4	0	12	300.0	1,560	1,820	1,040	0	3,120	300.0	
配偶者	一般	9,279	8,679	8,248	7,324	7,547	103.0	3,049,420	2,851,970	2,704,570	2,398,770	2,468,070	102.9
	老配	3,127	3,172	3,130	2,248	3,288	146.3	1,187,150	1,204,000	1,187,920	852,650	1,248,330	146.4
配偶者特別	4,159	4,199	4,114	3,722	3,754	100.9	1,191,660	1,211,000	1,178,680	1,050,280	1,065,160	101.4	
扶養	一般	5,470	5,455	5,383	4,756	5,319	111.8	2,014,980	2,031,150	2,016,630	1,740,750	1,960,530	112.6
	特定	2,951	2,955	3,003	2,824	3,103	109.9	1,473,750	1,480,950	1,490,400	1,414,350	1,558,350	110.2
	老人	1,025	988	933	816	920	112.7	433,960	416,100	395,200	339,720	386,460	113.8
	同居老親	2,627	2,534	2,460	2,086	2,252	108.0	1,278,000	1,228,050	1,192,500	994,950	1,082,250	108.8
基礎	71,522	72,071	72,711	68,346	74,766	109.4	30,751,100	30,985,630	31,260,970	29,384,720	32,144,480	109.4	

(備考) 勤労学生の前年比については、令和6年度実績が0のため令和5年度との比較とする

5 令和7年度所得区分による課税状況

(単位：人、千円)

区 分		給 与 所 得	営 業 所 得	農 業 所 得	そ の 他	合 計
均等割のみを納める者	納税義務者数	2,342	460	32	3,351	6,185
	税 額	7,026	1,380	96	10,053	18,555
均等割と所得割を納める者	納税義務者数	60,216	2,528	197	12,073	75,014
	税 額	7,300,050	392,846	35,019	847,062	8,574,977
合 計	納税義務者数	62,558	2,988	229	15,424	81,199
	税 額	7,307,076	394,226	35,115	857,115	8,593,532
納税者1人当たり税額(円)		116,805	131,936	153,341	55,570	105,833

(備考) 課税状況調による。

6 令和7年度税額控除の状況

(単位：千円)

区 分		算 出 税 額	税 額 控 除	税 額 調 整 額	調 整 控 除 額	配 当 割 額 及 び 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額	所 得 割 額
市民税	200万円以下の金	2,817,438	215,050	622	108,385	7,989	2,593,777
	200万円を超え700万円以下	4,638,356	301,247	0	37,573	11,906	4,325,203
	700万円を超え1,000万円以下	414,257	29,926	0	1,249	1,439	382,892
	1,000万円を超える金額	1,160,407	98,817	0	1,027	11,913	1,049,677
	合 計	9,030,458	645,040	622	148,234	33,247	8,351,549
	前年度合計	8,546,339	584,041	117	133,765	20,249	7,941,932
県民税	700万円以下の金	4,969,187	344,545	409	97,296	13,119	4,611,114
	700万円を超え1,000万円以下	275,858	20,039	0	831	662	255,157
	1,000万円を超える金額	773,573	66,384	0	685	7,943	699,246
	合 計	6,018,618	430,968	409	98,812	21,724	5,565,517
	前年度合計	5,696,459	390,299	78	89,142	13,500	5,292,582

(備考) 課税状況調による。

7 法人市民税

(1) 納税義務者数の推移

(単位：社、%)

法人区分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		納税義務者数	構成比								
9号	50億円超 50人超	25	0.55	26	0.56	24	0.51	24	0.51	25	0.52
8号	10億円超 50億円以下 50人超	14	0.31	14	0.30	14	0.30	12	0.25	12	0.25
7号	10億円超 50人以下	242	5.28	230	4.98	236	5.05	229	4.85	229	4.80
6号	1億円超 10億円以下 50人超	34	0.74	36	0.78	32	0.68	33	0.70	31	0.65
5号	1億円超 10億円以下 50人以下	170	3.71	171	3.70	170	3.64	175	3.70	179	3.75
4号	1千万円超 1億円以下 50人超	68	1.49	66	1.43	67	1.43	69	1.46	66	1.38
3号	1千万円超 1億円以下 50人以下	724	15.81	721	15.60	714	15.27	709	15.01	727	15.24
2号	1千万円以下 50人超	24	0.52	26	0.56	28	0.60	26	0.55	28	0.59
1号	上記以外	3,278	71.59	3,332	72.09	3,391	72.52	3,448	72.97	3,473	72.81
合計		4,579	100.00	4,622	100.00	4,676	100.00	4,725	100.00	4,770	100.00
前年比		100.48		100.94		101.17		101.05		100.95	

(備考) 課税状況調による。「構成比」は、単位未満四捨五入のため合計が100.00%にならない場合がある。

(2) 調定件数、調定額、電子申請件数

(単位：件、千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定件数		6,073	6,057	6,216	6,298	6,206
調定額	均等割	530,838	530,782	535,619	510,508	528,493
	法人税割	897,996	1,154,055	1,130,030	1,110,944	1,169,161
	合計	1,428,834	1,684,837	1,665,649	1,621,452	1,697,654
	前年比(%)	81.8	117.9	98.9	97.3	104.7
電子申告 利用率	件数	4,270	4,474	4,608	4,822	4,847
	調定件数比(%)	70.3	73.9	74.1	76.6	78.1
	前年比(%)	100.5	104.8	103.0	104.6	100.5

(3) 業種別調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	調定額	構成比	前年比												
農業、林業、 漁業	6,069	0.42	99.97	5,849	0.35	96.38	6,701	0.40	114.57	8,721	0.54	130.14	8,571	0.50	98.28
鉱業	904	0.06	86.59	2,834	0.17	313.50	4,900	0.29	172.90	4,198	0.26	85.67	4,670	0.28	111.24
建設業	132,469	9.27	97.50	111,448	6.61	84.13	109,996	6.60	98.70	110,960	6.84	100.88	141,851	8.36	127.84
製造業	435,739	30.50	66.96	519,223	30.82	119.16	681,006	40.89	131.16	680,939	42.00	99.99	657,103	38.71	96.50
電気・ガス ・供給業	16,403	1.15	60.08	49,258	2.92	300.30	15,545	0.93	31.56	14,776	0.91	95.05	37,172	2.19	251.57
運輸・通信業	41,965	2.94	87.80	40,960	2.43	97.61	36,732	2.21	89.68	44,659	2.75	121.58	40,521	2.39	90.73
卸・小売業 ・飲食店	411,664	28.81	88.85	563,172	33.43	136.80	429,294	25.77	76.23	427,032	26.34	99.47	428,111	25.22	100.25
金融・保険業	131,606	9.21	94.03	150,805	8.95	114.59	122,956	7.38	81.53	85,319	5.26	69.39	124,563	7.34	146.00
不動産業	61,882	4.33	109.03	46,514	2.76	75.17	54,631	3.28	117.45	54,501	3.36	99.76	45,500	2.68	83.48
サービス業	179,965	12.60	85.43	185,361	11.00	103.00	195,748	11.75	105.60	182,864	11.28	93.42	201,656	11.88	110.28
その他	10,168	0.71	123.73	9,413	0.56	92.57	8,140	0.49	86.48	7,483	0.46	91.93	7,936	0.47	106.05
合 計	1,428,834	100.00	81.75	1,684,837	100.00	117.92	1,665,649	100.00	98.86	1,621,452	100.00	97.35	1,697,654	100.00	104.70

(備考) 調定額に滞納繰越分は含まない。「構成比」は、単位未満四捨五入のため合計が100.00%にならない場合がある。

IV 固定資産税

1 課税状況の推移

(1) 固定資産税調定額等の推移

(単位：人、千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納 税 義 務 者 数	土 地	54,277	54,581	54,867	55,003	55,284
	家 屋	54,431	55,066	55,377	55,615	55,860
	償却資産	2,339	2,757	2,871	2,915	2,868
課 税 標 準 額	土 地	203,729,511	204,215,686	205,086,627	204,948,467	205,752,306
	家 屋	308,175,059	341,251,644	349,846,962	347,471,912	357,090,728
	償却資産	145,715,088	157,543,422	157,677,728	156,796,483	158,702,549
	計	657,619,658	703,010,752	712,611,317	709,216,862	721,545,583
調定額	土 地	2,847,445	2,853,560	2,869,612	2,863,227	2,874,451
	家 屋	4,183,802	4,622,854	4,740,450	4,681,134	4,790,145
	償却資産	2,039,709	2,229,789	2,208,975	2,191,983	2,201,154
	計	9,070,956	9,706,203	9,819,037	9,736,344	9,865,750

(備考) 令和7年度は当初調定額、令和6年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。

課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)

調定額には、還付未済額を含む。

(2) 国有資産等所在市町村交付金

(単位：件、千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国	件 数	7	7	7	7	6
	交付金	22,759	22,752	22,716	22,707	22,664
県	件 数	4	4	4	4	4
	交付金	49,203	47,266	46,415	46,027	46,498
合計	件 数	11	11	11	11	10
	交付金	71,962	70,018	69,131	68,734	69,162

(備考) 令和7年度は当初調定額、令和6年度以前は最終調定額。

2 土地の概要

(1) 令和7年度 土地の総括

区 分		地 積				決 定	
		非課税地積 (㎡)	評価総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)
田	一般田	171,804	30,843,595	1,288,886	29,554,709	3,840,790	150,814
	介在田・ 市街化区域田	0	59,167	0	59,167	536,045	0
畑	一般畑	319,880	33,846,748	2,752,695	31,094,053	1,533,762	119,349
	介在畑・ 市街化区域畑	0	86,151	729	85,422	596,832	766
宅地	小規模住宅用地		12,659,279	205,963	12,453,316	208,887,337	1,416,527
	一般住宅用地		9,832,479	195,193	9,637,286	121,736,384	326,762
	商業地等 (非住宅用地)		11,738,386	68,050	11,670,336	143,452,954	60,668
	計	1,826,761	34,230,144	469,206	33,760,938	474,076,675	1,803,957
塩 田		0					
鉱 泉 地		29	71	0	71	16,040	0
池 沼		223,858	19,435	1,399	18,036	38,756	21
山林	一般山林	200,544,821	86,299,647	6,302,534	79,997,113	1,908,170	149,013
	介在山林	0	0	0	0	0	0
牧 場		894,390	7,519,633	17,164	7,502,469	152,573	529
原 野		31,067,042	10,372,832	874,487	9,498,345	245,826	22,324
雑種地	ゴルフ場の用地	429,262	843,653	0	843,653	676,668	0
	遊園地等の用地	157,636	960,069	1,343	958,726	356,560	446
	鉄 軌 道 用 地 単 体 利 用	44	364,299	16	364,283	2,002,216	80
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	0	16,587	0	16,587	283,721	0
	その他の雑種地	1,404,835	6,467,473	816,952	5,650,521	31,739,321	271,107
	計	1,991,777	8,652,081	818,311	7,833,770	35,058,486	271,633
そ の 他		103,070,134					
合 計		340,110,496	211,929,504	12,525,411	199,404,093	518,003,955	2,518,406

(備考) 概要調書による。

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点以上 のもの（千円）	左に係る 課税標準額 （千円）	非課税地 筆数 （筆）	評価総筆数 （筆）	法定免税点 未満のもの （筆）	法定免税点 以上のもの （筆）	平均価格 （円/㎡）	最高価格 （円/㎡）
3,689,976	3,689,976	839	33,066	2,075	30,991	125	173
536,045	368,910	0	127	0	127	9,060	18,964
1,414,413	1,414,413	1,782	64,232	6,280	57,952	45	112
596,066	406,186	0	267	3	264	6,928	20,062
207,470,810	34,556,750		97,824	2,758	95,066	16,501	101,477
121,409,622	40,448,352		77,565	1,484	76,081	12,381	69,290
143,392,286	98,761,937		28,525	367	28,158	12,221	100,800
472,272,718	173,767,039	4,798	203,914	4,609	199,305	13,850	101,477
		0					
16,040	16,035	8	21	0	21	225,915	3,590,785
38,735	30,128	92	67	16	51	1,994	18,217
1,759,157	1,759,157	3,840	49,045	6,329	42,716	22	49
0	0	0	0	0	0	0	0
152,044	152,044	17	43	8	35	20	74
223,502	223,502	2,491	11,992	1,962	10,030	24	130
676,668	421,298	68	115	0	115	802	870
356,114	249,280	37	577	8	569	371	4,586
2,002,136	1,380,599	7	2,250	2	2,248	5,496	7,616
283,721	197,750	0	134	0	134	17,105	51,688
31,468,214	21,752,626	2,896	17,592	2,727	14,865	4,908	50,789
34,786,853	24,001,553	3,008	20,668	2,737	17,931	4,052	51,688
		175,775					
515,485,549	205,828,943	192,650	383,442	24,019	359,423	2,444	

(2) 決定価格等の推移

地目	年度	筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり 価格(円)
田	令和3年度	34,126	31,560,526	3,930,138	125
	令和4年度	33,970	31,418,816	3,900,318	124
	令和5年度	33,658	31,203,738	3,877,396	124
	令和6年度	33,383	31,039,877	3,857,257	124
	令和7年度	33,193	30,902,762	3,840,790	124
畑	令和3年度	67,702	35,699,423	1,606,781	45
	令和4年度	67,252	35,401,976	1,591,332	45
	令和5年度	66,479	34,992,791	1,574,407	45
	令和6年度	65,369	34,403,473	1,551,646	45
	令和7年度	64,499	33,932,899	1,533,762	45
宅地	令和3年度	197,877	33,359,471	467,073,282	14,001
	令和4年度	199,121	33,515,650	466,537,794	13,920
	令和5年度	200,716	33,756,921	468,317,207	13,873
	令和6年度	202,978	34,028,954	471,923,920	13,868
	令和7年度	203,914	34,230,144	474,076,675	13,850
山林	令和3年度	46,948	85,601,723	1,886,516	22
	令和4年度	47,471	85,866,876	1,893,650	22
	令和5年度	47,957	86,072,969	1,899,258	22
	令和6年度	48,360	86,260,852	1,905,043	22
	令和7年度	49,045	86,299,647	1,908,170	22
その他	令和3年度	33,090	26,637,826	35,965,219	1,350
	令和4年度	32,784	26,497,084	36,665,989	1,384
	令和5年度	32,831	26,522,647	36,692,002	1,383
	令和6年度	32,864	26,571,920	36,881,027	1,388
	令和7年度	32,791	26,564,052	36,644,558	1,379
合計	令和3年度	379,743	212,858,969	510,461,936	2,398
	令和4年度	380,598	212,700,402	510,589,083	2,401
	令和5年度	381,641	212,549,066	512,360,270	2,411
	令和6年度	382,954	212,305,076	516,118,893	2,431
	令和7年度	383,442	211,929,504	518,003,955	2,444

(備考) 各年度とも概要調書による。

3 家屋の概要

(1) 令和7年度 家屋の総括

区 分		棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	㎡当たり価格 (円)
木 造	総 数	83,222	7,938,741	154,757,622	19,494
	法定免税点未満のもの	3,533	185,426	189,703	1,023
	法定免税点以上のもの	79,689	7,753,315	154,567,919	19,936
非木造	総 数	31,165	5,686,257	203,439,698	35,777
	法定免税点未満のもの	851	21,618	73,939	3,420
	法定免税点以上のもの	30,314	5,664,639	203,365,759	35,901
合 計	総 数	114,387	13,624,998	358,197,320	26,290
	法定免税点未満のもの	4,384	207,044	263,642	1,273
	法定免税点以上のもの	110,003	13,417,954	357,933,678	26,676
非 課 税 家 屋		809	316,553	(参考) 法定免税点の額 200,000円	

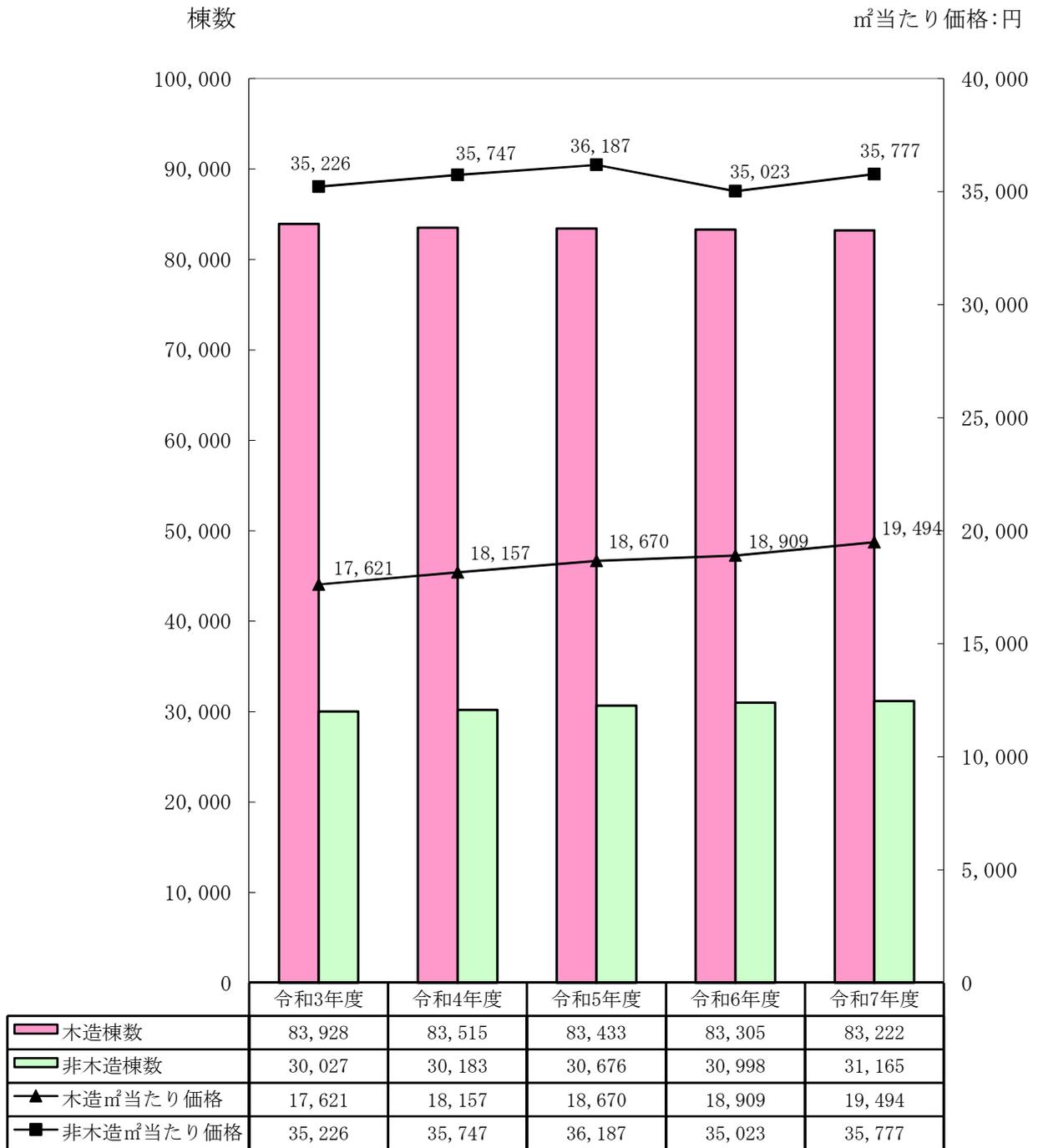
(備考) 概要調書による。

(2) 決定価格等の推移

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木 造	棟 数 <small>棟</small>	83,928	83,515	83,433	83,305	83,222
	床面積 <small>㎡</small>	7,824,738	7,842,472	7,867,162	7,902,862	7,938,741
	決定価格 <small>千円</small>	137,879,210	142,399,625	146,876,283	149,432,535	154,757,622
	㎡当たり価格 <small>円</small>	17,621	18,157	18,670	18,909	19,494
非木造	棟 数 <small>棟</small>	30,027	30,183	30,676	30,998	31,165
	床面積 <small>㎡</small>	5,554,767	5,586,652	5,639,432	5,665,895	5,686,257
	決定価格 <small>千円</small>	195,674,350	199,705,960	204,075,729	198,438,206	203,439,698
	㎡当たり価格 <small>円</small>	35,226	35,747	36,187	35,023	35,777
合 計	棟 数 <small>棟</small>	113,955	113,698	114,109	114,303	114,387
	床面積 <small>㎡</small>	13,379,505	13,429,124	13,506,594	13,568,757	13,624,998
	決定価格 <small>千円</small>	333,553,560	342,105,585	350,952,012	347,870,741	358,197,320
	㎡当たり価格 <small>円</small>	24,930	25,475	25,984	25,638	26,290

(備考) 概要調書による。

(3) 家屋の棟数と㎡当たり価格の推移

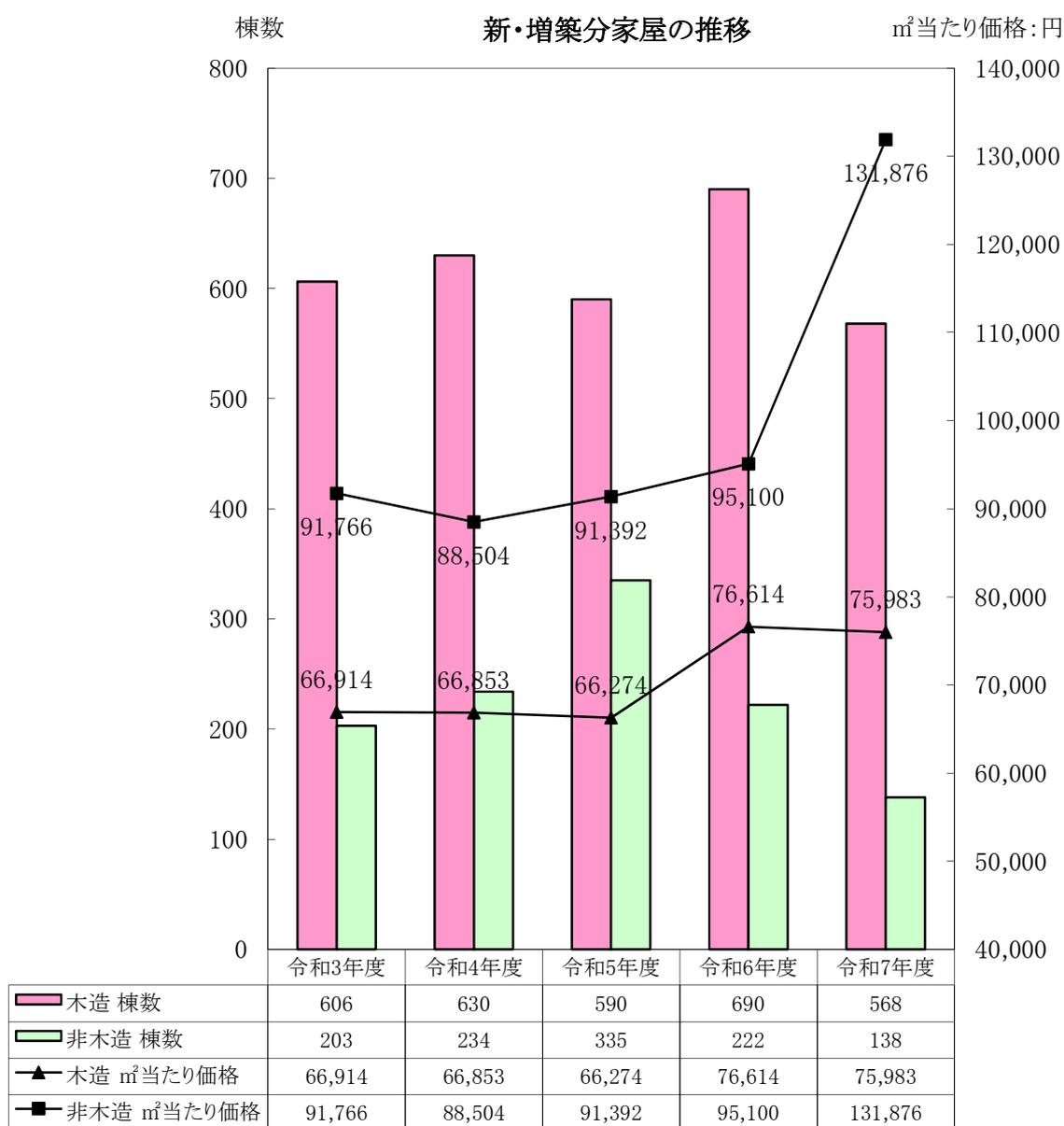


(4) 新・増築分家屋の推移

(単位：棟、円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
木 造	新 築	586	601	573	666	562
	増 築	20	29	17	24	6
	合 計	606	630	590	690	568
	m ² 当たり価格	66,914	66,853	66,274	76,614	75,983
非木造	新 築	186	222	326	207	133
	増 築	17	12	9	15	5
	合 計	203	234	335	222	138
	m ² 当たり価格	91,766	88,504	91,392	95,100	131,876

(備考) 概要調書による。



4 償却資産の概要

(1) 令和7年度 償却資産の総括

納税義務者総数	個人	840	参 考 法定免税点の額 1,500,000円
	法人	2,029	
	計	2,869	

(単位：千円)

種 類	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			課税標準額の特例規定の適用を受けるもの	左記以外のもの	
上田市長が価格等を決定したもの	構 築 物	24,830,202	24,343,512	260,924	24,082,588
	機 械 及 び 装 置	69,471,704	66,429,675	1,330,229	65,099,446
	船 舶	411	411		411
	航 空 機				
	車両及び運搬具	552,431	552,431		552,431
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	18,443,979	18,391,241	7,645	18,383,596
	調 整 額				
小 計	113,298,727	109,717,270	1,598,798	108,118,472	
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	85,284,105	47,230,584	—	—
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,033,170	1,654,816	—	—
	小 計	87,317,275	48,885,400	—	—
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	
合 計	200,616,002	158,602,670	—	—	
同上内訳	上田市分の額	—	158,602,670	—	—
	長野県分の額	—	—	—	—

(備考) 概要調書による。

(2) 課税標準額等の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	課税標準額	構成比	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	18,841,953	12.98	23,460,004	14.98	23,584,952	15.02	23,739,307	15.23	24,343,512	15.35
	機 械 及 び 装 置	60,705,229	41.82	66,796,659	42.64	66,032,608	42.06	65,627,639	42.09	66,429,675	41.88
	船 舶	0	0.00	0	0.00	996	0.00	643	0.00	411	0.00
	航 空 機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	車 両 及 び 運 搬 具	421,019	0.29	432,937	0.28	519,218	0.33	468,881	0.30	552,431	0.35
	工 具 ・ 器 具 品 及 び 備 品	14,544,248	10.02	16,873,690	10.77	17,569,629	11.19	18,328,201	11.75	18,391,241	11.60
	調 整 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	94,512,449	65.11	107,563,290	68.66	107,707,403	68.61	108,164,671	69.37	109,717,270	69.18	
法第三八九条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	48,900,289	33.69	47,439,700	30.28	47,658,822	30.36	46,126,492	29.58	47,230,584	29.78
	長野県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,754,863	1.21	1,657,113	1.06	1,619,097	1.03	1,628,598	1.04	1,654,816	1.04
	小 計	50,655,152	34.89	49,096,813	31.34	49,277,919	31.39	47,755,090	30.63	48,885,400	30.82
法第743条第1項の規定により長野県知事が価格等を決定したもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	145,167,601	100.00	156,660,103	100.00	156,985,322	100.00	155,919,761	100.00	158,602,670	100.00	
納税義務者数	個 人	768	33.45	801	30.05	842	30.42	870	30.43	840	29.28
	法 人	1,528	66.55	1,865	69.95	1,926	69.58	1,989	69.57	2,029	70.72
	合 計	2,296	100.00	2,666	100.00	2,768	100.00	2,859	100.00	2,869	100.00

(備考) 概要調書による。納税義務者とは、法定免税点以上のもの。

V 諸税・その他

1 軽自動車税

(1) 調定額の推移

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
環 境 性 能 割	調定額	22,552	26,071	47,875	44,016	49,527	40,000
	前年比	—	115.6	183.6	91.9	112.5	80.8
種 別 割	調定額	539,093	557,989	577,594	594,091	609,288	622,672
	前年比	102.9	103.5	103.5	102.9	102.6	102.2

(備考) 環境性能割は、令和7年度は当初予算額、令和6年度以前は決算確定値。
種別割は、令和7年度は課税状況調の数値、令和6年度以前は決算確定値。

(2) 環境性能割の課税台数の推移

(単位：台)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環 境 性 能 割	1,252	1,442	2,212	1,947	2,191

(備考) 2月分から翌年1月分までが1年分。

(3) 種別割の車種別課税台数の推移

(単位：台)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
原動機付 自 転 車	50cc以下	4,903	4,713	4,521	4,369	4,234	4,139		
	90cc以下	438	442	457	469	481	463		
	125cc以下	908	966	1,056	1,135	1,213	1,293		
	ミニカー	101	106	112	117	117	116		
	特定小型原動機付自転車	—	—	—	—	12	32		
軽自動車	二輪車(250cc以下)	2,301	2,355	2,415	2,444	2,504	2,547		
	三 輪 車	7	7	7	7	7	7		
	四 輪	乗 用	7	7	7	10	13	17	
		自家用	42,835	43,340	43,745	44,191	44,654	44,893	
		貨 物	営業用	268	260	258	273	267	266
			自家用	17,717	17,765	17,759	17,971	17,911	17,906
雪上車	1	1	1	1	1	1			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	2,498	2,538	2,569	2,566	2,581	2,559		
	その他(電気動力含む)	400	402	408	421	437	443		
二輪の小型自動車(250cc超)		2,657	2,757	2,885	3,000	3,063	3,073		
合 計 台 数		75,041	75,659	76,200	76,974	77,495	77,755		

(備考) 令和7年度は課税状況調の数値、令和6年度以前は決算確定値

(4) 種別割の非課税、減免台数の推移

(単位：台、円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
非課税	台数	357	370	376	376	377	379
	減 免	1,108	1,125	1,134	1,143	1,168	1,175
障 が い	減免額	9,597,400	10,009,600	10,304,600	10,721,100	11,032,200	11,452,700
	台数	978	987	986	998	1,004	1,016
公 益	減免額	8,708,700	8,984,500	9,203,000	9,630,200	9,782,200	10,195,700
	台数	130	138	148	145	164	159
減免額		888,700	1,025,100	1,101,600	1,090,900	1,250,000	1,257,000
合計(台数)		1,465	1,495	1,510	1,519	1,545	1,554

(備考) ・令和7年度は課税状況調の数値、令和6年度以前は決算確定値

・非課税台数：官公庁使用車

・公益減免の主な対象：社会福祉法人、特定非営利活動法人、官公庁が使用するリース車両

(5) 種別割の経年車重課・グリーン化特例の状況

経年車重課	平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した、地球環境への負荷の大きな軽自動車(三輪・四輪)に重課が適用されています。
グリーン化特例(軽課)	平成28年度から、地球環境への負荷の小さな軽自動車(三輪・四輪)のうち、最初の新規検査を受けた車両で一定の基準を満たす車両については、取得した翌年度に限りグリーン化特例が適用されています。

(単位：台、円)

種別		税率	令和5年度		令和6年度		令和7年度			
			台数	税額	台数	税額	台数	税額		
三輪		4,600	6	27,600	7	32,200	7	32,200		
四輪	乗用	重課	8,200	2	16,400	4	32,800	8	65,600	
		75%軽減	1,800	0	0	0	0	0	0	
		50%軽減	3,500	0	0	0	0	0	0	
		25%軽減	5,200	0	0	0	0	0	0	
	自家用	重課	12,900	10,135	130,741,500	10,382	133,927,800	10,746	138,623,400	
		75%軽減	2,700	66	178,200	56	151,200	19	51,300	
		50%軽減	5,400	0	0	0	0	0	0	
		25%軽減	8,100	0	0	0	0	0	0	
	貨物	営業用	重課	4,500	65	292,500	66	297,000	76	342,000
			75%軽減	1,000	0	0	0	0	0	0
			50%軽減	1,900	0	0	0	0	0	0
			25%軽減	2,900	0	0	0	0	0	0
自家用		重課	6,000	8,084	48,504,000	8,230	49,380,000	8,374	50,244,000	
		75%軽減	1,300	0	0	0	0	11	14,300	
		50%軽減	2,500	0	0	0	0	0	0	
		25%軽減	3,800	0	0	0	0	0	0	
合計	重課計		18,292	179,582,000	18,689	183,669,800	19,211	189,307,200		
	グリーン化特例		66	178,200	56	151,200	30	65,600		
	75%軽減		0	0	0	0	0	0		
	50%軽減		0	0	0	0	0	0		
	25%軽減		0	0	0	0	0	0		
グリーン化特例計		66	178,200	56	151,200	30	65,600			

(備考) ・令和7年度は課税状況調の数値、令和6年度以前は決算確定値

2 市たばこ税

消費本数と調定額

(単位：千本、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
消 費 本 数	162,264	159,120	164,726	165,638	163,073
内 訳	旧3級品本数	—	—	—	—
	その他本数	162,264	159,120	164,726	165,638
調 定 税 額	953,801	1,004,126	1,079,283	1,085,263	1,068,455
前 年 比	100.9%	105.3%	107.5%	100.6%	98.5%
納税義務者数	8	8	9	8	8

※令和2年度から旧3級品とその他本数の区分なし。

3 入湯税

入湯客数と調定額

(単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
入湯客数	宿 泊	123,794	149,564	197,288	208,642	214,897
	日 帰 り	2,197	2,430	2,512	4,245	6,603
	計	125,991	151,994	199,800	212,887	221,500
調 定 額	18,679	22,556	29,719	31,509	32,565	
前 年 比	47.9%	120.8%	131.8%	106.0%	103.4%	
特別徴収義務者数	55	52	52	49	49	

※特別徴収義務者数は、4月1日現在。

4 都市計画税

納税義務者と調定額

(単位：人、千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
納 税 義 務 者 数	土 地	46,978	47,217	47,542	47,854	48,069	48,351
	家 屋	48,380	48,346	48,917	49,233	49,466	49,725
課 税 標 準 額	土 地	255,748,916	254,939,985	255,814,873	257,049,661	257,774,108	258,890,133
	家 屋	308,891,196	285,023,940	309,812,686	318,074,718	316,187,414	325,474,047
	計	564,640,112	539,963,925	565,627,559	575,124,379	573,961,522	584,364,180
調 定 額	土 地	512,073	510,410	512,119	514,512	515,891	518,023
	家 屋	612,478	564,750	614,267	630,768	626,673	645,502
	計	1,124,551	1,075,160	1,126,386	1,145,280	1,142,564	1,163,525
	前年比	101.5%	95.6%	104.8%	101.7%	99.8%	101.8%

(備考) 令和7年度は当初調定額。令和6年度以前は最終調定額。滞納繰越分は含まない。

課税標準額は、円単位で計算し、積み上げた数値。(千円未満切り捨て)

調定額には、還付未済額を含む。

5 国民健康保険税

加入世帯と調定額

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
調 定 額 (千円)	2,737,327	2,412,010	2,339,948	2,499,994	2,502,340
加入世帯数 (世帯)	20,570	20,372	19,727	19,493	19,284
加入率 (%)	30.0	29.5	28.3	27.8	27.2
被保険者数 (人)	31,207	30,389	28,882	28,035	27,268
加入率 (%)	20.1	19.7	18.9	18.5	18.1

(備考) 令和7年度は当初調定の数値。令和6年度以前は、最終調定の数値。滞納繰越分は含まない。

6 証明、閲覧関係

(1) 証明閲覧手数料徴収基準

区 分	手数料	備 考
所得及び税額証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明	1件 300円	証明用紙1枚について1件とする。
名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	1件 300円	公簿は1冊、土地図面は1枚、名寄帳は1人分を1件とする。
納税に関する証明	1件 300円	年度の異なるごとに1件とする。
登録免許税に関する証明	1件 1,300円	
その他の証明	1件 300円	

(2) 諸証明取扱状況

(単位：件)

区 分	所得及び税額証明	公簿書類又は土地図面の証明	名寄帳及び公簿、地籍図の閲覧	登録免許税特例証明	納 税 証 明		合 計
					一 般 用	車 検 用	
令和2年度	14,838	1,871	4,530	560	4,043	7,616	33,458
令和3年度	14,535	2,136	4,692	710	4,395	7,547	34,015
令和4年度	14,488	2,303	4,695	669	4,261	6,317	32,733
令和5年度	13,088	2,438	4,520	735	4,002	2,361	27,144
令和6年度	13,291	2,623	4,253	664	4,728	1,773	27,332

(3) 固定資産税台帳縦覧・閲覧者数等の推移

(単位：人、件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
縦覧閲覧者数	541	491	520	518	523
審査申出件数	0	0	0	2	0

(備考) 「審査申出件数」の令和7年度は令和7年7月末時点の件数(令和6年度以前は確定件数)

7 税率と納期

税 目		税 率			納期			
市民税	個人	均 等 割	3,000円 別途、森林環境税（国税）を個人住民税均等割と併せて年額1,000円徴収			6月、8月 10月、1月		
		所 得 割	6%					
	法人	均 等 割	資本等金額		従業者数	税 率		
			⑨ 50億円超		50人超	3,600,000円		
			⑧ 10億円超 50億円以下		50人超	2,100,000円		
			⑦ 10億円超		50人以下	492,000円		
			⑥ 1億円超 10億円以下		50人超	480,000円		
			⑤ 1億円超 10億円以下		50人以下	192,000円		
			④ 1千万円超 1億円以下		50人超	150,000円		
			③ 1千万円超 1億円以下		50人以下	130,000円		
② 1千万円以下		50人超	120,000円					
① 1千万円以下		50人以下	50,000円					
法人税割	令和元年10月1日前開始事業年度			11.1%				
	令和元年10月1日以後開始事業年度			7.4%				
固定資産税	1.4%					4月、7月 12月、2月		
	免税点 (課税標準額)	土 地		30万円				
		家 屋		20万円				
償却資産		150万円						
軽自動車税	環 境 性 能 割							
	区 分				営業用		自家用	
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準10%低減）				非課税			
	ガソリン軽自動車（ハイブリッド車含む）	乗用車	平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成			非課税	
				令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成			0.5%	1%
				令和12年度燃費基準55%達成			1%	2%
	上記以外				2%		2%	
	トラック（車両総重量2.5t以下）		平成30年排出ガス基準50%低減 または 平成17年排出ガス基準75%低減	平成27年度燃費基準+25%達成			非課税	
				平成27年度燃費基準+20%達成			0.5%	1%
				平成27年度燃費基準+15%達成			1%	2%
上記以外				2%	2%			

税 目	税 率					納期		
軽自動車税	種 別 割					5月		
	原動機付 自 転 車	50cc以下					2,000円	
		90cc以下					2,000円	
		125cc以下					2,400円	
		ミニカー					3,700円	
		特定小型原動機付自転車					2,000円	
	軽自動車	二 輪 車 (250cc以下)					3,600円	
				経年重課 (13年経過車)	H27. 3. 31 以前登録車		H27. 4. 1 以降登録車	
		三輪		4,600円	3,100円		3,900円	
		四輪	乗用	営業用	8,200円		5,500円	6,900円
				自家用	12,900円		7,200円	10,800円
		四輪	貨物	営業用	4,500円		3,000円	3,800円
				自家用	6,000円		4,000円	5,000円
	雪上車				3,600円			
	小型特殊 自 動 車	農耕作業用					2,400円	
		その他（電気動力含む）					5,900円	
	二輪小型	二輪の小型自動車（250cc超）					6,000円	
グ リ ー ン 化 特 例	区 分		標準	75%軽減	50%軽減	25%軽減		
	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
	四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	
			自家用	10,800円	2,700円	—	—	
	四輪	貨物	営業用	3,800円	1,000円	—	—	
			自家用	5,000円	1,300円	—	—	
市たばこ税	一般の紙巻きたばこ		1,000本につき		6,552円	翌月		
	加熱式たばこ		平成30年10月1日以降、「重量のみ」の課税方式から「重量と価格」により課税される新方式となり、令和4年度までの5年間かけて1/5ずつ段階的に新方式に移行					
入 湯 税	宿泊 150円 日帰り 50円				翌月			
都市計画税	0.2%				4月、7月 12月、2月			
国民健康保険税	区 分	所得割	均等割	平等割	限度額	7月から 3月まで (全9回)		
	医 療 分	6.46%	21,000円	21,200円	66万円			
	支 援 分	2.61%	8,700円	7,300円	26万円			
	介 護 分	2.46%	8,900円	6,500円	17万円			

8 税務機構及び事務分掌

(令和7年4月1日現在)

区分	課名	係名	部長	課長	係長	担当 統括 幹幹	主査	主任	主事	任用 會計 職員 年度	計	事務分掌	
財政部			1								1	部内統括	
	税務課			1								1	課内統括
		諸税係				1		1		3	3	8	法人市民税・償却資産・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・鉱産税の賦課、臨時運行許可、予算、税務統計、税務証明
		市民税係				※ 1		1	4	10	4	20	個人市県民税の賦課、調査、申告指導、税務証明
		土地係				※ 1	2	1	3	3		10	固定資産税・都市計画税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、土地の調査、評価、相統調査、減免、土地の異動処理、地籍図の修正整備
		家屋係				※ 1			4	7	5	17	固定資産税・都市計画税の賦課、家屋の調査、評価、減免、家屋の異動処理
		計			1	4	2	3	11	23	12	56	
	収納管理課				1							1	課内統括
		管理係				1		2	1	2	2	8	市税等の収納管理、口座振替、納税証明、過誤納金の充当・還付、予算、県民税の払込み
		収納担当				3 (1)		5 (2)	5 (1)	5	6 (1)	24 (5)	市税等の納税相談、滞納金の徴収、滞納処分、徴収猶予、不納欠損、執行停止、公売の実施
		計			1	4 (1)		7 (2)	6 (1)	7	8 (1)	33 (5)	
	合計			1	2	9	2	12	18	30	21	95	
	健康未来子ども部			1								1	部内統括
国保年金課				1								1	課内統括
		国民健康保険担当				※ 1 2		2	3	6		14	国保税の賦課、資格の得喪管理、国保給付、レセプト審査、保健事業
		計			1	3		2	3	6		15	
合計			1	1	3		2	3	6		16		

「※」は課長補佐 () 書きは、兼務職員数

9 市税の徴収に要する経費

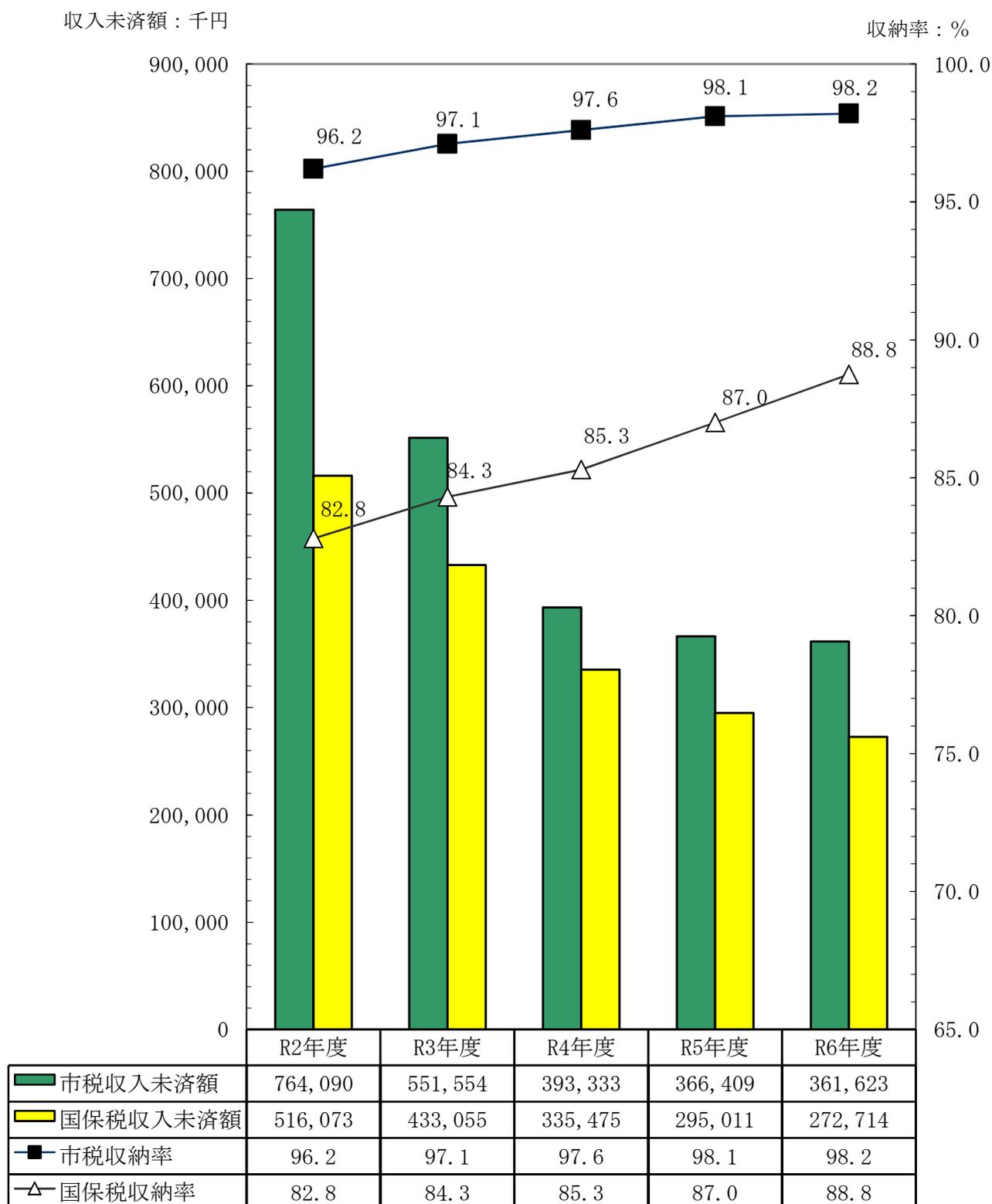
(単位：千円、%)

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度(見込)			
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
税 収 入 額	市 税	21,159,250	80.9	22,111,519	81.1	22,415,047	80.8	22,010,583	81.3	22,831,979	80.8		
	個 人 県 民 税	4,993,911	19.1	5,163,272	18.9	5,329,555	19.2	5,052,132	18.7	5,440,481	19.2		
	計	26,153,161	100.0	27,274,791	100.0	27,744,602	100.0	27,062,715	100.0	28,272,460	100.0		
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 収 経 費	人 件 費	基 本 給	232,462	34.7	234,292	31.6	237,884	32.5	252,097	33.9	259,869	27.6	
		諸 手 当	134,237	20.0	136,474	18.4	140,487	19.2	146,008	19.6	167,448	17.8	
		諸 手 当	超 過 勤 務 手 当	27,433	—	24,940	—	23,875	—	17,020	—	27,500	—
			税 務 特 別 手 当	18	—	11	—	46	—	39	—	350	—
			そ の 他 の 手 当	106,786	—	111,523	—	116,566	—	128,949	—	139,598	—
		報 酬	24,865	3.7	28,251	3.8	32,044	4.4	35,452	4.8	40,780	4.3	
		そ の 他	76,275	11.4	75,308	10.1	74,981	10.3	79,397	10.7	82,197	8.7	
		小 計	467,839	69.8	474,325	63.9	485,396	66.4	512,954	68.9	550,294	58.5	
	物 件 費	旅 費	967	0.1	983	0.1	1,209	0.2	1,250	0.2	1,552	0.2	
		賃 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		そ の 他	119,055	17.8	183,355	24.7	128,220	17.5	123,409	16.6	270,182	28.7	
		小 計	120,022	17.9	184,338	24.8	129,429	17.7	124,659	16.8	271,734	28.9	
	報 償 金 及 び こ れ に 類 す る 経 費	納 期 前 納 付 の 報 償 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		納 税 奨 励 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		そ の 他	21	0.0	26	0.0	11	0.0	20	0.0	27	0.0	
		小 計	21	0.0	26	0.0	11	0.0	20	0.0	27	0.0	
	そ の 他	そ の 他	82,441	12.3	83,591	11.3	116,617	15.9	106,570	14.3	118,751	12.6	
	合 計		670,323	100.0	742,280	100.0	731,453	100.0	744,203	100.0	940,806	100.0	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	納 税 通 知 書 額 に よ る 金 額	240,300	100.0	236,679	100.0	237,690	100.0	245,598	100.0	243,402	100.0	
徴 収 額 に よ る 金 額		—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0		
報 償 金 額 に 相 当 す る 金 額		—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0		
計		240,300	100.0	236,679	100.0	237,690	100.0	245,598	100.0	243,402	100.0		
市 税 に 係 る 徴 収 経 費		430,023	—	505,601	—	493,763	—	498,605	—	697,404	—		
市 税 及 び 個 人 県 民 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百 円 当 た り : 円)		2.6	—	2.7	—	2.6	—	2.7	—	3.3	—		
市 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百 円 当 た り : 円)		2.0	—	2.3	—	2.2	—	2.3	—	3.1	—		

(備考) 令和7年度は課税状況調の数値、令和6年度以前は最終値。

Ⅵ 収納関係

1 収納率と収入未済額の推移



2 納付状況

(1) 口座振替、自主納付(予定者)の推移

(件数は年度ごとの振替結果の集計)

区 分		期別調定件数 の合計(件)	口 座 振 替		自 主 納 付	
税 目	年 度		依 頼 件 数	率 (%)	件 数	率 (%)
市県民税 (普通徴収)	3年度	66,424	30,915	46.5	35,509	53.5
	4年度	66,639	30,444	45.7	36,195	54.3
	5年度	68,204	30,255	44.4	36,195	53.1
	6年度	61,608	26,492	43.0	35,116	57.0
固定資産税 (都市計画税含)	3年度	275,140	192,973	70.1	82,167	29.9
	4年度	276,726	193,687	70.0	83,039	30.0
	5年度	277,410	193,207	69.6	83,039	29.9
	6年度	277,292	191,294	69.0	85,998	31.0
軽自動車税 (種別割)	3年度	75,650	15,744	20.8	59,906	79.2
	4年度	76,173	15,429	20.3	60,744	79.7
	5年度	77,104	15,032	19.5	60,744	78.8
	6年度	77,620	14,735	19.0	62,885	81.0
合 計	3年度	419,538	239,560	57.1	177,582	42.3
	4年度	422,718	238,494	56.4	179,978	42.6
	5年度	422,718	238,494	56.4	179,978	42.6
	6年度	416,520	232,521	55.8	183,999	44.2
国民健康保険税	3年度	148,419	96,695	65.2	51,724	34.8
	4年度	145,668	94,407	64.8	51,261	35.2
	5年度	142,414	90,637	63.6	51,777	36.4
	6年度	140,983	86,988	61.7	53,995	38.3

(2) 口座振替による納付状況

(単位：店、人、千円、%)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
協力店舗数		468	467	484	493	503	
新規契約者数		6,617	6,619	7,274	6,988	6,824	
3 税	取扱税額	市民税(普通徴収)	1,113,416	1,110,228	1,168,606	1,140,712	1,115,752
		固定資産税・都市計画税	6,518,995	6,241,328	6,775,367	7,072,149	7,043,357
		軽自動車税	98,444	98,782	99,067	98,393	98,272
		合 計	7,730,855	7,450,338	8,043,040	8,311,254	8,257,381
	収入済額	市民税(普通徴収)	1,290,352	1,266,597	1,339,044	1,368,650	1,316,409
		固定資産税・都市計画税	10,580,016	10,063,676	10,743,332	10,872,331	10,787,442
		軽自動車税	534,092	553,782	573,503	590,347	605,108
		合 計	12,404,460	11,884,055	12,655,879	12,831,328	12,708,959
	占 有 率		62.32	62.69	63.55	64.77	64.97
	国 保 税	取 扱 税 額	1,668,049	1,649,166	1,458,132	1,369,809	1,444,717
収 入 済 額		2,642,857	2,618,690	2,322,475	2,246,579	2,384,507	
占 有 率		63.12	62.98	62.78	60.97	60.59	

(3) 令和6年度税目別の口座振替依頼状況

(単位：件、千円、%)

区 分	振 替			再 振 替			
	依頼金額	振替金額	振替率	依頼金額	再振替金額	再振替率	
3 税	市県民税(普徴)	1,137,801	1,092,859	96.1	41,158	22,892	55.6
	固定・都計税	7,111,369	6,973,915	98.1	121,984	69,443	56.9
	軽自動車税	100,197	96,877	96.7	2,860	1,395	48.8
	合 計	8,349,367	8,163,651	97.8	166,002	93,730	56.5
国民健康保険税		1,474,809	1,413,695	95.9	58,734	31,023	52.8

(4) 口座振替手数料の支払状況(金融機関分)

(単位：件、円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 税	件 数	247,059	244,582	244,958	244,629	238,275
	金 額	2,706,825	2,677,625	2,680,278	2,674,268	2,603,242
国民健康保険税	件 数	100,179	99,231	96,787	93,451	89,944
	金 額	1,098,120	1,086,579	1,057,008	1,019,035	980,599

(5) 郵便振替手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 税 等	件 数	2,529	2,272	1,660	1,165	704
	金 額	75,870	68,160	49,800	34,950	21,120

(備考) 窓口支払手数料を除く。

(6) コンビニ収納手数料の支払状況

(単位：件、円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 税	件 数	122,447	123,813	126,147	120,413	116,307
	(うちアプリ)	—	768	5,621	2,038	2,320
	金 額	7,340,693	7,422,585	7,562,508	7,218,757	6,972,601
	(うちアプリ)	—	46,041	336,978	122,178	139,084
国民健康保険税	件 数	38,741	38,290	37,670	35,529	35,261
	(うちアプリ)	—	466	1,367	614	674
	金 額	2,322,521	2,295,484	2,258,315	2,129,962	2,113,894
	(うちアプリ)	—	27,936	81,951	36,809	40,406

3 督促関係

(1) 督促状の発付状況

(単位：件、%)

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件 数	割合								
個 人 市 民 税	普通徴収	11,111	16.0	10,098	15.1	10,436	15.5	10,661	15.5	10,611	17.0
	特別徴収	1,867	2.7	1,911	2.7	1,976	2.8	2,195	3.0	2,311	3.4
法 人 市 民 税		205	3.4	219	3.6	235	3.8	236	3.7	192	3.1
固 定 資 産 税		18,856	6.8	18,282	6.6	19,001	6.8	18,914	6.8	18,358	6.6
軽 自 動 車 税		6,067	8.1	6,354	8.4	6,108	8.0	6,006	7.8	6,006	7.8
合 計		38,106	7.7	36,864	7.5	37,756	7.6	38,012	7.6	37,478	7.6
国民健康保険税		19,913	13.4	18,929	12.9	17,093	11.9	17,690	12.6	19,568	14.0

(2) 督促手数料及び延滞金の収入状況

(単位：円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
督促手数料	一般会計分	3,725,351	3,457,550	3,322,504	3,295,448	481,898
	国保会計分	1,851,838	1,711,378	1,506,876	1,392,167	437,960
延 滞 金	一般会計分	36,551,183	31,354,845	31,630,836	24,855,021	19,251,795
	国保会計分	30,132,393	29,564,196	22,772,585	17,935,312	16,337,468

4 滞納処分、差押等

(1) 税目別滞納の内訳

(単位：人、千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
個人市民税	滞納者数	2,906	2,455	2,253	2,250	2,088	46.5
	収入未済額	181,968	143,853	126,531	122,998	121,491	33.6
法人市民税	滞納者数	125	85	78	75	77	1.7
	収入未済額	54,530	24,652	22,527	17,407	10,639	2.9
固定資産税 都市計画税	滞納者数	2,039	1,687	1,591	1,697	1,657	36.9
	収入未済額	509,824	368,046	232,120	213,807	217,860	60.3
軽自動車税	滞納者数	973	811	715	637	669	14.9
	収入未済額	17,580	14,729	12,155	12,197	11,633	3.2
市たばこ税	滞納者数	0	0	0	0	0	0.0
	収入未済額	0	0	0	0	0	0.0
入 湯 税	滞納者数	3	2	0	0	0	0.0
	収入未済額	188	275	0	0	0	0.0
合 計	滞納者数	6,046	5,040	4,637	4,659	4,491	100.0
	収入未済額	764,090	551,555	393,332	366,409	361,623	100.0

(2) 滞納処分の執行停止状況

(単位：人、件、円)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	489	1,352	17,309,112	320	885	10,315,306	373	970	13,896,104	260	691	10,958,816
	法人市民税	30	31	1,525,263	23	23	1,544,900	49	49	3,262,673	16	16	654,200
	固定資産税 都市計画税	827	2,796	32,479,512	750	2,627	94,825,120	754	2,552	56,952,617	577	2,073	46,703,128
	軽自動車税	286	361	2,496,292	206	249	1,742,000	222	272	2,038,626	142	184	1,276,413
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	1	2	67,450	0	0	0	0	0	0
	合 計	1,632	4,540	53,810,179	1,300	3,786	108,494,776	1,398	3,843	76,150,020	995	2,964	59,592,557
国民健康保険税	892	4,493	50,583,747	710	3,822	44,087,281	727	3,942	35,597,807	448	2,462	21,738,526	
個人県民税	489	1,352	11,474,165	320	885	6,839,132	373	970	9,213,999	260	691	7,249,734	

(3) 不納欠損処分状況

(単位：人、件、円)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	人員	件数	金額	
市 税	個人市民税	695	1,759	27,954,202	771	2,012	24,779,265	512	1,334	17,392,613	415	1,014	13,614,273
	法人市民税	40	42	2,053,363	31	31	2,038,200	22	22	979,915	12	12	595,800
	固定資産税 都市計画税	1,138	3,539	58,391,451	1,342	3,958	115,558,557	816	2,578	54,361,122	740	2,262	25,094,303
	軽自動車税	342	429	2,891,858	379	528	3,412,951	365	365	2,589,472	274	274	1,937,407
	市たばこ税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	入湯税	0	0	0	1	2	67,450	0	0	0	0	0	0
	合 計	2,215	5,769	91,290,874	2,524	6,531	145,856,423	1,715	4,299	75,323,122	1,441	3,562	41,241,783
国民健康保険税	1,718	6,921	77,464,418	1,561	6,533	82,210,047	1,052	4,540	51,822,526	911	3,661	39,759,044	
個人県民税	695	1,759	18,530,763	771	2,012	16,428,846	512	1,334	11,532,399	415	1,014	9,006,777	

(4) 財産の差押と解除の状況

(単位：件、円)

区 分	差 押		解 除		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
令和 3 年度	動産	5	6,449,331	5	1,756,465
	不動産	35	19,721,961	43	22,272,500
	預貯金	119	25,314,873	114	18,313,867
	生命保険	41	6,093,957	63	5,744,295
	その他の債権	598	130,565,770	614	57,261,843
	合 計	798	188,145,892	839	105,348,970
	差押に伴う収入額				210,739,084
令和 4 年度	動産	9	5,811,426	11	5,168,726
	不動産	33	29,994,718	53	3,564,552
	預貯金	179	30,881,381	164	14,827,960
	生命保険	72	18,172,620	69	3,231,907
	その他の債権	525	131,780,676	569	42,794,591
	合 計	818	216,640,821	866	69,587,736
	差押に伴う収入額				245,585,505
令和 5 年度	動産	18	14,911,671	15	8,191,097
	不動産	35	23,038,543	42	2,116,400
	預貯金	412	79,937,261	378	41,290,022
	生命保険	77	23,929,346	89	4,708,359
	その他の債権	590	153,671,831	583	44,991,358
	合 計	1,132	295,488,652	1,107	101,297,236
	差押に伴う収入額				225,824,948
令和 6 年度	動産	34	25,015,532	20	15,007,820
	不動産	16	10,590,467	31	7,677,626
	預貯金	634	65,422,038	630	34,945,686
	生命保険	112	24,950,206	105	4,162,162
	その他の債権	660	158,477,517	661	72,111,763
	合 計	1,456	284,455,760	1,447	133,905,057
	差押に伴う収入額				250,672,497

(5) 差押現在高

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
動 産	23	12,541,391
不 動 産	68	22,452,113
預 貯 金	59	9,259,659
生 命 保 険	46	19,159,131
その他の債権	296	96,182,756
合 計	492	159,595,050

※令和7年3月31日現在。 ※参加差押を含む。

(6) 交付要求等の状況

(単位：件、千円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金 額								
交 付 要 求	142	63,891	123	83,343	114	31,471	148	31,226	135	32,631
配 当	21	7,764	33	4,094	21	1,455	43	2,586	36	5,615
解除又は終了	98	21,353	111	47,130	87	7,984	143	19,550	121	17,165
一 部 納 付	154	7,043	138	12,035	114	8,999	170	12,125	136	5,456

(7) 交付要求現在高

(各年3月31日現在、単位：件、円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	112	111	116	109	115
金 額	61,267,921	74,019,250	25,292,660	18,512,872	27,711,513

(8) 公売処分の実施状況

(単位：件、円、回、人)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
動 産	0	0	1	4,300	0	0	0	0	1	303,000
不 動 産	1	2,600,000	0	0	1	0	1	4,340,000	0	0
電話加入権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	2,600,000	1	4,300	1	0	1	4,340,000	1	303,000
回 数	1		1		1		3		5	
延参加者数	1		1		0		1		89	

(9) 催告書発送数

(単位：件)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通 数	12,709	12,800	16,297	14,179	11,834

5 個人県民税関係

(1) 令和6年度個人県民税徴収取扱費の状況

(単位：円)

区 分	1 期	2 期	3 期	4 期	合 計
令和6年度	307,685	248,445,104	7,261,179	1,565,758	257,579,726
納税義務者数 × 3,000円	△306,000	240,240,000	5,475,000	189,000	245,598,000
払込金額 × 7/100	658	0	0	0	658
過誤納金 × 按分率	605,665	4,484,436	1,749,993	1,376,758	8,216,852
還付加算金 × 按分率	0	10,392	0	0	10,392
配当割額、株式等譲渡所得割額控除による還付・充当額	7,362	3,710,276	36,186	0	3,753,824
令和5年度	54,648	243,062,679	9,355,033	1,846,223	254,318,583
令和4年度	685,484	243,679,856	5,946,067	1,350,968	251,662,375
令和3年度	253,230	241,808,599	6,004,217	1,302,763	249,368,809
令和2年度	248,265	242,770,823	6,008,180	1,315,868	250,343,136

(2) 令和6年度までの個人県民税の取扱状況

(単位：件、円)

区 分	県 民 税		徴収金総額 市県民税	県民税 払込金額	市民税収入額 (差 引)	市民税調定額累計 (参 考)	
	件 数	調定額累計					
令和2年度	本税現年	138,807	5,113,106,238	12,727,699,762	5,074,024,787	7,653,674,975	7,725,315,662
	本税滞繰	11,690	130,699,259	113,541,836	45,264,588	68,277,248	216,064,223
	延滞金	4,243	10,442,791	26,194,734	10,442,791	15,751,943	—
	合 計	154,740	5,254,248,288	12,867,436,332	5,129,732,166	7,737,704,166	7,941,379,885
令和3年度	本税現年	136,745	4,986,627,920	12,440,695,121	4,959,358,703	7,481,336,418	7,524,799,220
	本税滞繰	9,969	108,438,696	86,676,205	34,552,602	52,123,603	181,407,330
	延滞金	3,277	7,817,675	19,610,869	7,817,675	11,793,194	—
	合 計	149,991	5,102,884,291	12,546,982,195	5,001,728,980	7,545,253,215	7,706,206,550
令和4年度	本税現年	138,078	5,169,137,220	12,883,644,660	5,136,451,453	7,747,193,207	7,797,088,780
	本税滞繰	8,560	82,456,933	67,272,703	26,820,281	40,452,422	143,391,430
	延滞金	2,684	6,440,533	16,154,643	6,440,533	9,714,110	—
	合 計	149,322	5,258,034,686	12,967,072,006	5,169,712,267	7,797,359,739	7,940,480,210
令和5年度	本税現年	140,806	5,338,386,600	13,297,443,415	5,301,690,689	7,995,752,726	8,052,295,400
	本税滞繰	7,311	71,628,940	69,888,591	27,864,581	42,024,010	126,174,761
	延滞金	2,895	6,231,045	15,628,409	6,231,045	9,397,364	—
	合 計	151,012	5,416,246,585	13,382,960,415	5,335,786,315	8,047,174,100	8,178,470,161
令和6年度	本税現年	130,366	5,052,031,900	12,678,252,375	5,019,573,680	7,658,678,695	7,638,468,500
	本税滞繰	7,895	68,602,983	81,775,056	32,558,738	49,216,318	126,512,046
	延滞金	2,356	4,578,228	11,502,319	4,578,228	6,924,091	—
	合 計	140,617	5,125,213,111	12,771,529,750	5,056,710,646	7,714,819,104	7,764,980,546

6 県内19市の市税等収納率の状況

<市 税>

区 分	令和4年度								令和5年度								令和6年度							
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減			
	収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位		収納率	順位	収納率	順位	収納率	順位				
長 野 市	99.64	4	41.06	6	99.17	4	0.06	99.66	3	41.51	3	99.22	4	0.05	99.64	5	44.24	4	99.23	4	0.01			
松 本 市	99.49	10	36.52	9	98.67	8	0.31	99.43	10	38.07	5	98.70	9	0.03	99.44	11	42.65	6	98.78	7	0.08			
上 田 市	99.33	13	28.96	13	97.62	15	0.57	99.31	13	27.52	15	98.07	14	0.45	99.30	15	32.84	10	98.20	12	0.13			
岡 谷 市	99.29	14	40.47	8	98.40	11	0.06	99.13	16	34.23	7	98.15	13	△0.25	99.02	19	31.95	12	97.75	15	△0.40			
飯 田 市	99.78	1	54.82	1	99.53	1	0.15	99.77	2	52.95	2	99.54	1	0.01	99.74	2	54.82	2	99.55	2	0.01			
諏 訪 市	99.51	8	34.37	11	98.86	6	0.11	99.46	8	31.15	11	98.77	6	△0.09	99.43	12	37.28	7	98.74	9	△0.03			
須 坂 市	99.64	4	24.70	18	98.55	10	0.19	99.65	4	28.99	14	98.73	8	0.18	99.70	3	25.16	18	98.78	7	0.05			
小 諸 市	98.95	18	30.22	12	97.02	17	0.45	99.05	18	31.04	12	97.33	17	0.31	99.15	18	29.96	14	97.29	19	△0.04			
伊 那 市	99.65	3	42.16	4	99.20	3	0.28	99.61	5	38.87	4	99.25	3	0.05	99.66	4	48.55	3	99.32	3	0.07			
駒ヶ根市	99.58	7	41.36	5	98.85	7	0.26	99.46	8	33.31	8	98.75	7	△0.10	99.52	8	31.10	13	98.71	10	△0.04			
中 野 市	99.40	12	25.33	17	96.83	18	1.16	99.43	10	20.92	18	97.21	18	0.38	99.50	9	25.56	17	97.55	17	0.34			
大 町 市	98.77	19	50.77	2	97.93	13	0.21	99.00	19	66.30	1	98.37	11	0.44	99.58	7	62.05	1	99.00	5	0.63			
飯 山 市	99.76	2	40.81	7	99.49	2	0.26	99.79	1	37.88	6	99.51	2	0.02	99.82	1	43.18	5	99.58	1	0.07			
茅 野 市	99.13	17	22.70	19	96.34	19	0.92	99.26	15	20.33	19	96.89	19	0.55	99.20	17	20.96	19	97.55	17	0.66			
塩 尻 市	99.51	8	34.79	10	98.66	9	0.13	99.52	7	31.21	10	98.69	10	0.03	99.45	10	32.63	11	98.69	11	0.00			
佐 久 市	99.15	16	26.82	16	97.29	16	0.06	99.07	17	26.26	16	97.47	16	0.18	99.26	16	33.58	9	97.70	16	0.23			
千 曲 市	99.61	6	44.07	3	99.02	5	0.17	99.53	6	30.86	13	98.92	5	△0.10	99.59	6	26.99	16	98.85	6	△0.07			
東 御 市	99.25	15	28.12	15	97.64	14	0.03	99.40	12	25.13	17	97.72	15	0.08	99.41	13	29.50	15	97.99	14	0.27			
安曇野市	99.42	11	28.48	14	98.19	12	0.10	99.28	14	31.67	9	98.17	12	△0.02	99.34	14	34.23	8	98.18	13	0.01			
平 均	99.47	—	32.79	—	98.46	—	0.25	99.46	—	32.52	—	98.58	—	0.12	99.48	—	35.67	—	98.66	—	0.08			

<国民健康保険税>

区 分	令和4年度							令和5年度							令和6年度						
	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減	現 年		滞納繰越		合 計		前年度 比較 増減
	取納率	順位	取納率	順位	取納率	順位		取納率	順位	取納率	順位	取納率	順位		取納率	順位	取納率	順位	取納率	順位	
長野市	94.10	18	20.20	19	83.41	18	0.33	94.23	16	23.55	18	84.26	18	0.85	94.13	18	24.95	19	84.86	18	0.60
松本市	94.01	19	20.73	18	80.26	19	0.04	94.03	19	22.34	19	82.06	19	1.80	94.78	15	27.69	15	84.08	19	2.02
上田市	96.29	11	23.64	17	85.30	17	1.01	96.01	12	24.64	17	87.04	13	1.74	95.84	12	27.97	14	88.75	12	1.71
岡谷市	95.54	13	27.23	15	87.79	12	△ 0.89	94.41	15	26.78	16	86.56	16	△ 1.23	94.21	17	27.00	16	85.50	17	△ 1.06
飯田市	98.60	2	40.85	7	96.77	2	△ 0.17	98.61	2	51.10	3	97.09	2	0.32	98.60	2	51.68	2	97.24	2	0.15
諏訪市	94.78	16	35.70	9	87.73	13	0.01	94.17	18	34.66	10	86.75	14	△ 0.98	94.07	19	31.06	11	86.56	16	△ 0.19
須坂市	97.73	5	33.99	11	93.23	6	2.16	97.96	3	47.71	6	94.92	5	1.69	98.13	3	50.75	3	95.95	3	1.03
小諸市	94.36	17	35.81	8	86.37	14	0.87	94.21	17	37.67	9	87.39	12	1.02	95.00	14	26.67	17	86.89	15	△ 0.50
伊那市	97.74	4	41.75	5	95.07	4	0.68	97.36	8	39.79	8	94.97	4	△ 0.10	97.94	5	49.41	4	95.61	4	0.64
駒ヶ根市	97.67	6	41.54	6	94.30	5	0.20	97.49	7	43.00	7	94.44	7	0.14	97.01	8	32.07	10	93.35	8	△ 1.09
中野市	97.42	8	34.67	10	88.70	11	2.99	97.87	5	33.36	12	91.18	10	2.48	97.70	6	34.14	9	93.10	9	1.92
大町市	96.34	10	41.80	4	91.97	8	0.87	96.80	10	50.82	4	93.41	8	1.44	97.95	4	48.33	5	94.61	6	1.20
飯山市	99.00	1	52.85	1	98.12	1	0.79	98.99	1	51.53	1	98.10	1	△ 0.02	99.06	1	61.67	1	98.42	1	0.32
茅野市	97.04	9	42.60	3	93.13	7	0.84	97.54	6	51.15	2	94.51	6	1.38	96.84	9	43.25	7	94.19	7	△ 0.32
塩尻市	95.10	14	25.55	16	86.10	15	0.06	95.18	13	28.34	15	86.66	15	0.56	94.76	16	29.43	13	87.46	14	0.80
佐久市	94.91	15	28.08	14	85.98	16	△ 0.53	94.73	14	28.65	14	86.09	17	0.11	95.33	13	36.30	8	87.83	13	1.74
千曲市	98.21	3	51.26	2	96.09	3	0.45	97.88	4	47.95	5	95.95	3	△ 0.14	97.51	7	44.96	6	95.46	5	△ 0.49
東御市	96.14	12	33.57	12	89.94	10	0.11	96.66	11	34.31	11	90.42	11	0.48	96.74	11	30.36	12	90.64	11	0.22
安曇野市	97.54	7	29.48	13	91.65	9	0.18	97.28	9	28.85	13	91.92	9	0.27	96.77	10	26.44	18	91.48	10	△ 0.44
平 均	95.73	—	25.84	—	87.11	—	0.43	95.69	—	27.83	—	87.98	—	0.87	95.77	—	29.70	—	88.78	—	0.80

【参考資料】

市税のあゆみ

各年度の税制改正の主な内容

平成 元 年 度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th colspan="2">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>120万円以下の金額</td> <td>60万円以下の金額</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>120万円 超の金額</td> <td>60万円 超の金額</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">11%</td> <td rowspan="4">500万円 超の金額</td> <td>130万円 超の金額</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>260万円 超の金額</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>460万円 超の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>950万円 超の金額</td> <td>11%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,900万円 超の金額</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益4,000万円超部分の比例税率化</p>	税率	改正後	改正前		3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%	8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%	11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%	260万円 超の金額	8%	460万円 超の金額	10%	950万円 超の金額	11%			1,900万円 超の金額	12%
		税率	改正後	改正前																								
3%	120万円以下の金額	60万円以下の金額	3%																									
8%	120万円 超の金額	60万円 超の金額	5%																									
11%	500万円 超の金額	130万円 超の金額	7%																									
		260万円 超の金額	8%																									
		460万円 超の金額	10%																									
		950万円 超の金額	11%																									
		1,900万円 超の金額	12%																									
◎名称が市町村たばこ税に変更 ◎市たばこ税の税率引上げ（平成元年4月1日以降の売渡分から）																												
その他税	◎電気税、ガス税、木材取引税は消費税創設により4月1日廃止																											

平成 2 年 度	個人市民税	◎非課税基準額の引上げ ○均等割非課税基準額の引上げ ・均等割の非課税基準の算定の基礎となる金額が34万円（改正前32万円）に上げられた。 ○所得割非課税基準額の引上げ ・前年中の所得金額が34万円（平成元年度は32万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに9万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。											
		◎基礎控除額等の引上げ											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="3">30万円</td> <td rowspan="3">28万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> <td></td> <td>14万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	30万円	28万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除		14万円
項目	改正後	改正前											
基礎控除	30万円	28万円											
配偶者控除													
扶養控除													
配偶者特別控除		14万円											

平成 3 年 度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>160万円以下の金額</td> <td>120万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>160万円 超の金額</td> <td>120万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>550万円 超の金額</td> <td>500万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額	8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額	11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額
		税率	改正後	改正前										
3%	160万円以下の金額	120万円以下の金額												
8%	160万円 超の金額	120万円 超の金額												
11%	550万円 超の金額	500万円 超の金額												
◎非課税基準額の引上げ ○均等割非課税基準額の引上げ ・均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には4万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 ○所得割非課税基準額の引上げ ・前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに15万円（平成2年度は9万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。														
		◎基礎控除額等の引上げ												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">31万円</td> <td rowspan="4">30万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	31万円	30万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除			
項目	改正後	改正前												
基礎控除	31万円	30万円												
配偶者控除														
扶養控除														
配偶者特別控除														
固定資産税 都市計画税	◎平成3年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成5年度まで） ○免税点の引上げ （土地：10万円→30万円、家屋：8万円→20万円、償却資産：100万円→150万円）													
特別土地保有税	◎遊休土地に係る特別土地保有税の創設													

平成4年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には8万円（平成3年度は4万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに19万円（平成3年度は15万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成5年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には13万円（平成4年度は8万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに25万円（平成4年度は19万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。
-------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成6年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、34万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円（平成5年度は13万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が34万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額にさらに30万円（平成5年度は25万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ</p> <p>○特定扶養親族に係る控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定扶養親族（16歳～22歳）に係る控除額を3万円引上げ39万円とした。 <p>◎特別減税</p> <p>○平成6年度に限り定率での特別減税の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の20%相当額。ただし、20%相当額が20万円を超える場合には20万円が限度となる。 																																								
	法人市民税	<p>◎法人市民税均等割の税率の見直し（標準税率の改正）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資本金等 従業員数</th> <th>改正後年税額</th> <th>改正前年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,000,000</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>1,750,000</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>410,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>400,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>160,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※制限税率は、標準税率の1.2倍（上田市適用）</p>	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額	1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000	3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000	400,000	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000	150,000	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000	120,000	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000	40,000
	資本金等 従業員数		改正後年税額	改正前年税額																																						
1号法人	50億円超 50人超	3,000,000	3,000,000																																							
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	1,750,000	1,750,000																																							
3号法人	10億円超 50人以下	410,000	400,000																																							
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	400,000	400,000																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	160,000	150,000																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000	150,000																																							
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000	120,000																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000	120,000																																							
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000	40,000																																							
固定資産税 都市計画税	<p>◎平成6年度評価替えに伴う負担調整措置（平成8年度まで）</p> <p>◎住宅用地に対する課税標準の固定資産税特例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/4→1/6、一般住宅用地1/2→1/3 <p>◎住宅用地に対する課税標準の都市計画税特例創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模住宅用地1/3、一般住宅用地2/3 <p>◎宅地の評価に関し、地価公示価格等の7割評価の導入</p>																																									

平成7年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> <td>200万円以下の金額</td> <td>160万円以下の金額</td> </tr> <tr> <td>8%</td> <td>200万円 超の金額</td> <td>160万円 超の金額</td> </tr> <tr> <td>11%</td> <td>700万円 超の金額</td> <td>550万円 超の金額</td> </tr> </tbody> </table>	税率	改正後	改正前	3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額	8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額	11%
税率	改正後	改正前										
3%	200万円以下の金額	160万円以下の金額										
8%	200万円 超の金額	160万円 超の金額										
11%	700万円 超の金額	550万円 超の金額										
		◎基礎控除額等の引上げ										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td rowspan="4">33万円</td> <td rowspan="4">31万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> </tr> <tr> <td>配偶者特別控除</td> </tr> </tbody> </table>	項目	改正後	改正前	基礎控除	33万円	31万円	配偶者控除	扶養控除	配偶者特別控除	
項目	改正後	改正前										
基礎控除	33万円	31万円										
配偶者控除												
扶養控除												
配偶者特別控除												
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる。										

平成8年度	個人市民税	◎税率改正 ○均等割の税率改正													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道府県</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>人口50万人以上の市</td> <td>3,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>人口5万人以上50万人未満の市</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	道府県	1,000円	700円	人口50万人以上の市	3,000円	2,500円	人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円	その他の市町村
	改正後	改正前													
道府県	1,000円	700円													
人口50万人以上の市	3,000円	2,500円													
人口5万人以上50万人未満の市	2,500円	2,000円													
その他の市町村	2,000円	1,500円													
		※均等割の税率は、標準税率を表示													
		◎特別減税 ○平成6年度から実施された定率での特別減税の実施 ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額。 ただし、15%相当額が2万円を超える場合には2万円が限度となる													
	固定資産税 都市計画税	◎負担調整率の引下げ													

平成9年度	個人市民税	◎税率改正 ○市民税所得割の税率改正										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>12%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額
課税所得の段階	改正後	改正前										
200万円以下の金額	3%	3%										
200万円 超の金額	8%	8%										
700万円 超の金額	12%	11%										
		◎特別減税 ○特別減税の取りやめ（平成6年度から平成8年度まで） ・平成6年度から実施された定率での特別減税は平成9年度は取りやめ										
	固定資産税 都市計画税	◎平成9年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成11年度まで）										
	市たばこ税	◎市たばこ税の税率引上げ（平成9年4月1日以降の売渡分から） ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円（旧税率 1,997円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円（旧税率 948円）										

平成10年度	個人市民税	◎非課税基準額の引上げ ○均等割非課税基準額の引上げ ・均等割の非課税基準が、35万円（平成9年度は34万円）を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には18万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。				
		○所得割非課税基準額の引上げ ・前年中の所得金額が35万円（平成9年度は34万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に30万円を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。				
		◎特別減税 ○定額による特別減税（平成10年度分の所得割額を限度とする） ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割額を除く）が特別減税として次の金額の合計が控除となる。				
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>本人</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者又は扶養親族1人につき</td> <td>8,500円</td> </tr> </tbody> </table>	本人	17,000円	控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円
本人	17,000円					
控除対象配偶者又は扶養親族1人につき	8,500円					
	特別土地保有税	◎地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ◎土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設 ◎土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設				

平成11年度	個人市民税	<p>◎税率改正</p> <p>○所得割の税率改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税所得割の税率が次のように改正された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円 超の金額</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円 超の金額</td> <td>10%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に31万円（平成10年度は30万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎特定扶養親族に係る扶養控除額等の引上げ（平成10年度改正、平成11年度分から適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養親族に係る扶養控除額</td> <td>43万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者に係る障害者控除額</td> <td>30万円</td> <td>28万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">同居特別障害者に係る障害者控除額</td> </tr> <tr> <td>扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>56万円</td> <td>54万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合</td> <td>61万円</td> <td>59万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族が同居特別障害者の場合</td> <td>66万円</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族が特別障害者の場合</td> <td>68万円</td> <td>66万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎税額控除</p> <p>○定率による税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割を除く）の15%相当額 ただし、15%相当額が4万円を超える場合には4万円が限度となる 	課税所得の段階	改正後	改正前	200万円以下の金額	3%	3%	200万円 超の金額	8%	8%	700万円 超の金額	10%	12%	区 分	改正後	改正前	特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円	特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円	同居特別障害者に係る障害者控除額			扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円	老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円	特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円	同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円
	課税所得の段階	改正後	改正前																																			
200万円以下の金額	3%	3%																																				
200万円 超の金額	8%	8%																																				
700万円 超の金額	10%	12%																																				
区 分	改正後	改正前																																				
特定扶養親族に係る扶養控除額	43万円	41万円																																				
特別障害者に係る障害者控除額	30万円	28万円																																				
同居特別障害者に係る障害者控除額																																						
扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	56万円	54万円																																				
老人扶養親族（配偶者）が同居特別障害者の場合	61万円	59万円																																				
特定扶養親族が同居特別障害者の場合	66万円	62万円																																				
同居老親等扶養親族が特別障害者の場合	68万円	66万円																																				
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成11年5月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円（旧税率 2,434円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円（旧税率 1,155円） 																																				
平成12年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には19万円（平成11年度は18万円）を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（平成11年度は31万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎扶養控除額の引上げ（平成11年度改正 平成12年度分から適用）</p> <p>○特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定扶養親族に係る扶養控除額 (改正後)45万円 (改正前)43万円 ・特定扶養親族が同居特別障害者の場合 (改正後)68万円 (改正前)66万円 																																				
		固定資産税 都市計画税	<p>◎平成12年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成14年度まで）</p> <p>○時点修正開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱泉地評価方法の改正 ・農業用施設用地の評価方法の明確化 																																			
平成13年度	固定資産税 都市計画税	<p>◎時点修正</p>																																				

平成14年度	個人市民税	<p>◎非課税基準額の引上げ</p> <p>○均等割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の非課税基準が、35万円を超えない範囲内において条例で基本額として定める一定金額に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合には24万円を超えない範囲内において条例で加算額として定める一定金額を加算した金額とされた。 <p>○所得割非課税基準額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年中の所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（平成13年度は32万円）を加算した金額）以下の人については、所得割が非課税とされた。 <p>◎株式等譲渡益課税の見直し</p> <p>○申告分離課税への一本化等（平成15年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 源泉選択分離課税が平成14年12月31日をもって廃止となり、平成15年1月1日以降は申告分離課税の一本化となった。 平成15年1月1日以後に上場株式等（上場不動産投資証券を含む。以下同じ）を譲渡した場合の譲渡益に係る税率が20%（所得税15%を含む）に引下げ 平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額は、翌年度以後の3年間にわたり繰越控除が可能となった。 <p>○長期（1年超）保有上場株式等に係る特例</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年から平成17年までの間に保有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合の税率は、上記（20%）にかかわらず、10%とすることとなった。 保有期間が1年を超える一定の上場株式等を平成17年までに譲渡した場合で譲渡所得が100万円以下の場合にはその金額を、100万円を超える場合には100万円を限度とし譲渡所得金額から控除できることとなった。 平成13年11月30日以後平成14年末までに取得した上場株式等を、平成17年から平成19年までに譲渡した場合、購入価格1千万円までの上場株式等の譲渡については非課税とすることができることとされた。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成15年度	個人市民税	<p>◎金融・証券税制の軽減、簡素化</p> <p>○県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等及び株式譲渡益（所得税において源泉徴収を選択した特定口座に限る）に係る課税方式について、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が創設され、平成16年1月1日から、特別徴収方式が実施され申告不要となる。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎平成15年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成17年度まで）</p> <p>◎時点修正</p>
	市たばこ税	<p>◎市たばこ税の税率引上げ（平成15年7月1日以降の売渡分から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円（旧税率 2,668円） 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円（旧税率 1,266円）
	特別土地保有税	◎課税停止

平成16年度	個人市民税	<p>◎均等割の見直し</p> <p>○人口段階別税率区分の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村の人口に応じて、3段階に区分されていた均等割の標準税率が3千円に統一された。 <p>○生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村に住所を有する方に対する非課税措置の段階的廃止 平成17年度分 均等割の税率を1/2に軽減 平成18年度分 非課税措置の廃止 <p>◎年金税制の見直し（平成18年度分から）</p> <p>○公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せされている措置の廃止</p> <p>○老年者控除の廃止</p> <p>○老年者特例加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置の創設</p> <p>◎譲渡所得に係る税率の引下げ</p> <p>○土地・建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期譲渡所得 5%（県民税1.6% 市民税3.4%） 短期譲渡所得 9%（県民税3.0% 市民税6.0%） <p>○非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ（平成16年1月1日以降に行う譲渡から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正前 6%（県民税2.0% 市民税4.0%） 改正後 5%（県民税1.6% 市民税3.4%）
	固定資産税 都市計画税	<p>◎特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設</p> <p>◎時点修正</p>

平成17年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎定率減税の1/2縮減（平成18年度分から適用） ◎配偶者控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止 ◎65歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置 ○平成17年1月1日現在で65歳に達して、前年の合計所得が125万円以下の方への経過措置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成18年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を2/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成19年度分</td> <td>所得割額及び均等割額を1/3を減額</td> </tr> <tr> <td>平成20年度分以降</td> <td>減額なし</td> </tr> </table>	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額	平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額	平成20年度分以降	減額なし
	平成18年度分	所得割額及び均等割額を2/3を減額						
平成19年度分	所得割額及び均等割額を1/3を減額							
平成20年度分以降	減額なし							
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産評価基準の改正						

平成18年度	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎法人市民税税率（平成18年3月市町村合併による新税率） ○法人税割の税率 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税割は、法人税額（国税）の13.7%（参考：標準税率12.3%、制限税率14.7%） ○均等割の税率（上田市）（1～5号法人：標準税率×1.2） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本金等</th> <th style="width: 30%;">従業員数</th> <th style="width: 20%;">年税額</th> <th style="width: 20%;">標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>9号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	従業員数	年税額	標準税率	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円	2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円	3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円	4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円	6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円	8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円
	資本金等	従業員数	年税額	標準税率																																						
	1号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円																																						
2号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円																																							
3号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円																																							
4号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円																																							
6号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																							
7号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円																																							
8号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																							
9号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円																																							
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成18年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成20年度まで） ◎固定資産評価基準の改正 ◎税額の軽減措置の見直し 耐震改修促進税制の創設 																																								
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成18年7月1日以降の売渡分から） ・紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円（旧税率 2,977円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円（旧税率 1,412円） 																																								

平成19年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎所得税から個人住民税への税源移譲（平成18年度税制改正） ○税率の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税所得割の税率が10%（県民税4%・市民税6%）の比例税率 ○減額措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の納税者の負担が変わらぬよう、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除の差に基づく負担増を調整する減額措置 ○住宅ローン減税 <ul style="list-style-type: none"> ・税源移譲に伴い、住宅ローン減税（平成18年までに入居）により控除される所得税額が減少する方について、翌年度の個人住民税において減額調整する措置の実施（平成20年度分から適用） ◎定率減税の廃止 ◎地震保険料控除の創設（平成20年度分から適用） ○損害保険料の改組 <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険料控除制度の創設（地震保険料等の1/2最高25千円を所得控除）経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料は従前のおり（経過措置と地震保険料控除を併用する場合は合わせて25千円の控除） ◎金融証券税制 ○軽減税率の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する県民税配当割、株式等譲渡所得割に関する軽減税率の適用期間が1年延長となる 【税率】5% → 配当割 : 3%（平成21年3月31日まで1年延長） 【税率】5% → 株式等譲渡所得割 : 3%（平成20年12月31日まで1年延長）
		固定資産税 都市計画税

平成20年度	個人市民税	<p>◎寄附金税制の拡充（平成21年度課税から適用）</p> <p>○地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（ふるさと納税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせ全額控除となる。 <p>◎公的年金等からの特別徴収制度の導入（平成21年度課税から適用）</p> <p>○前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、その年度の初日に高齢等年金給付の支払を受けている65歳以上の方（次に掲げる場合を除く。）の老齢等年金給付から個人市民税・県民税の特別徴収（天引き）を開始（開始時期：平成21年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の老齢等年金給付額が、18万円未満の場合 ・当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の廃止 <p>上場株式等の配当・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は配当のうち100万円以下の部分）</p> <p>上場株式等の譲渡益・・・軽減税率 3% → 5% （平成21年から平成22年の間は譲渡益のうち500万円以下の部分）</p>																																								
	固定資産税都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎市税過誤納金償還金支払要綱設置</p> <p>◎税額の軽減措置の見直し：省エネ改修工事促進税制の創設／長期優良住宅促進税制の創設（H21.6.4～）</p> <p>◎機械装置を主とした償却資産の耐用年数の改正、理論帳簿価額制度の廃止</p>																																								
	法人市民税	<p>◎法人市民税率</p> <p>○均等割の税率（上田市） 法人号数の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>従業員数</th> <th>年税額</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9号法人</td> <td>50億円超 50人超</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>8号法人</td> <td>10億円を超え50億円以下 50人超</td> <td>2,100,000円</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>7号法人</td> <td>10億円超 50人以下</td> <td>492,000円</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>6号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人超</td> <td>480,000円</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>1億円を超え10億円以下 50人以下</td> <td>192,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人超</td> <td>150,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>1,000万円を超え1億円以下 50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>1,000万円以下 50人超</td> <td>120,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1号法人</td> <td>1,000万円以下 50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	従業員数	年税額	標準税率	9号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円	8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円	7号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円	6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円	5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円	4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円	3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円	2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円	1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円
資本金等	従業員数	年税額	標準税率																																							
9号法人	50億円超 50人超	3,600,000円	3,000,000円																																							
8号法人	10億円を超え50億円以下 50人超	2,100,000円	1,750,000円																																							
7号法人	10億円超 50人以下	492,000円	410,000円																																							
6号法人	1億円を超え10億円以下 50人超	480,000円	400,000円																																							
5号法人	1億円を超え10億円以下 50人以下	192,000円	160,000円																																							
4号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人超	150,000円	150,000円																																							
3号法人	1,000万円を超え1億円以下 50人以下	130,000円	130,000円																																							
2号法人	1,000万円以下 50人超	120,000円	120,000円																																							
1号法人	1,000万円以下 50人以下	50,000円	50,000円																																							

平成21年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金特別控除（平成22年度課税から適用）</p> <p>○個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年から平成25年までに住宅の新築、増改築を行い入居し、所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額（9.75千円）を限度に控除 <p>◎金融証券税制（平成21年分所得から適用）</p> <p>○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を3年延長
	固定資産税都市計画税	<p>◎平成21年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成23年度まで）</p> <p>◎固定資産評価基準の改正</p>

平成22年度	個人市民税	<p>◎扶養控除の見直し（平成24年度以後の課税から適用）</p> <p>○扶養控除の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除（33万円）を廃止。 ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。 <p>○同居特別障害者加算の特例の改組（平成24年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等が同居の特別障害者である場合において、扶養親族等の控除の額に23万円を加算する措置について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円加算する措置に改める。 <p>○65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割の徴収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金からの特徴制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金に係る所得割額及び均等割額を含めて給与から特徴の方法により、徴収することができることとする。 <p>◎生命保険料控除の改組（平成25年度以後の課税から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に新たに介護保険を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を2.8万円とする。平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれ3.5万円を適用する。
--------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成22年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年から平成26年までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、税務署長に届出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とする。（非課税口座を開設できるのは1人につき1年1口座、非課税口座で受け入れることができる上場株式等は取得価格ベースで100万円以内に限られる。）
	固定資産税 都市計画税	◎時点修正
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成22年10月1日以降の売渡分から） <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円（旧税率 3,298円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円（旧税率 1,564円）

平成23年度	全体	<ul style="list-style-type: none"> ◎罰則の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○現行3万円以下の過料を10万円以下の過料に改正
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民公益税制 <ul style="list-style-type: none"> ○寄附金税額控除の見直し（平成23年分の寄附金から対象、住民税は平成24年度課税から） <ul style="list-style-type: none"> ・寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行：5,000円）に引き下げる。 ・寄附金税額控除の対象に、認定NPO法人以外のNPO法人のうち、都道府県、市区町村が条例で指定した団体を加える。 ◎金融証券税制 <ul style="list-style-type: none"> ○上場株式等の配当・譲渡益の現行税制の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）適用期限を2年延長する。（平成25年12月31日まで） ○非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の施行期日の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の配当及び譲渡益に対する軽減税率（10% 所得税7% 住民税3%）を2年延長したことに伴い、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税の特例については、施行期日を2年延長する。（平成26年分所得から適用） ◎肉用牛の課税の特例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○対象牛を2,000頭から1,500頭にし、適用期限を3年延長する。（平成27年度まで） ◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> ○雑損控除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅や家財等の損失について、平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除することができる。 ・雑損控除の繰越期間を3年から5年に延長する。 ○住宅借入金等特別税額控除関係 <ul style="list-style-type: none"> ・災害により居住できなくなった場合においても、残りの期間について引き続き税額控除を適用できる。
	たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ◎市たばこ税の税率引上げ（平成25年4月1日から適用） <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（旧税率 4,618円） ・旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円（旧税率 2,190円）

平成24年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎退職所得に係る課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後適用） ○勤務年数5年以内の法人役員等について、課税所得に1/2を乗じる措置を廃止（平成25年1月1日以後適用） ◎給与所得控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○収入1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限を245万円とする（平成26年度～） ○特定支出控除の改正（平成26年度～） ◎防災施策に要する財源確保のため均等割を500円加算（平成26年度～35年度） ◎東日本大震災に係る改正 <ul style="list-style-type: none"> ○被災住宅用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例 ○住宅借入金等特別控除の適用期間の特例
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成24年度の評価替えに伴う負担調整措置（平成26年度まで） <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用地の据置特例については、経過措置を設けたうえで平成26年度廃止 ◎固定資産評価基準の改正 ◎下水道除害施設の課税標準の特例（わがまち特例）の創設

平成25年度	個人市民税	<p>◎個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充</p> <p>○所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除</p> <table border="1"> <tr> <td>居住年</td> <td>現行（～平成25年12月）</td> <td>平成26年1月～3月</td> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）</td> <td>所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）</td> </tr> </table> <p>◎金融所得課税の一体化等</p> <p>○金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更</p> <p>○法人に係る利子割を廃止</p> <p>◎個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し</p> <p>○市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とする等の見直しを行う。</p>	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
	居住年	現行（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月						
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）							
固定資産税都市計画税	<p>◎時点修正</p> <p>◎特例措置の見直し</p> <p>○バリアフリー改修、省エネ改修を行った住宅の固定資産税の減額措置の延長（3年）、工事費要件の変更（現行：30万円→50万円超）</p> <p>○サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（2年）</p> <p>○日本郵便㈱が所有する一定の固定資産の課税標準の特例を変更し、3年延長（課税標準：現行3/5→1/2）</p>									

平成26年度	個人市民税	<p>◎肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を27年度から30年度まで延長</p> <p>◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の延長</p> <p>○適用年度を26年度から29年度まで延長</p>																																																																											
	固定資産税都市計画税	<p>◎公害防止施設・設備に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入</p> <p>○公害防止用設備のために設置された施設又は設備について、特例措置の適用期限を2年延長</p> <p>○水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設 特例割合1/3（2/3減免）</p> <p>○大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 特例割合1/2（1/2減免）</p> <p>○ノンフロン製品特例措置（3年度分）を創設 特例割合 3/4（1/4減免）</p> <p>◎耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置を創設</p> <p>○国の補助を受けて耐震改修工事が行われた不特定多数の者が利用する大規模建築物に対して、工完了年の翌年度から2年度分の固定資産税の税額の1/2を減免</p> <p>◎時点修正</p>																																																																											
	軽自動車税	<p>◎軽自動車税の税率改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>H27.3.31まで</th> <th>H27.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車（250cc超）</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪（250cc以下）</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪上車</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用（トラクター等）</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他（フォークリフト等）</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎軽自動車税の税率の重課の創設</p> <p>○新規登録後13年を超えた三輪以上の軽自動車に対する20%の重課（経年車重課）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>H28.4.1から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	H27.3.31まで	H27.4.1から	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円	軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円	三輪		3,100円	3,900円	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	雪上車		2,400円	3,600円	小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円	種別	区分	H28.4.1から	軽自動車	三輪		4,600円	四輪	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円	貨物	営業用	4,500円	自家用
種別	区分	H27.3.31まで	H27.4.1から																																																																										
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円																																																																										
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円																																																																										
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円																																																																										
	ミニカー	2,500円	3,700円																																																																										
二輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円																																																																										
軽自動車	二輪（250cc以下）		2,400円	3,600円																																																																									
	三輪		3,100円	3,900円																																																																									
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円																																																																								
			自家用	7,200円	10,800円																																																																								
		貨物	営業用	3,000円	3,800円																																																																								
			自家用	4,000円	5,000円																																																																								
雪上車		2,400円	3,600円																																																																										
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター等）		1,600円	2,400円																																																																									
	その他（フォークリフト等）		4,700円	5,900円																																																																									
種別	区分	H28.4.1から																																																																											
軽自動車	三輪		4,600円																																																																										
	四輪	乗用	営業用	8,200円																																																																									
			自家用	12,900円																																																																									
		貨物	営業用	4,500円																																																																									
			自家用	6,000円																																																																									
法人市民税	<p>◎法人市民税法人税割の税率の引下げ（H26.10.1以後に開始する事業年度分から適用）</p> <p>○地方法人税（国税）の創設に伴う、法人市民税法人税割の引下げ（国標準税率12.3%→9.7%）</p> <p>・法人税割の税率（改正前）13.7% →（改正後）11.1%</p>																																																																												

平成27年度	全体	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の措置 ○申告書等に法人番号、個人番号の記載																															
	個人市民税	◎個人市民税の住宅ローン減税制度の適用期限の延長 ○適用年を平成29年から平成31年まで延長 ◎ふるさと納税のワンストップ制度に係る申告の特例の創設 (H27. 4. 1~) ○確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合、申請書の提出により課税市に対して寄附先の団体が控除に必要な事項を記載した通知をすることにより、確定申告が不要																															
	固定資産税 都市計画税	◎新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置等にわがまち特例を導入 ◎固定資産税等（土地）の負担調整措置を平成29年度まで延長																															
	軽自動車税	◎一定の環境性能を有する軽四輪車等にグリーン化特例を導入 (H27. 4. 1~) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>※A</th> <th>※B</th> <th>※C</th> </tr> <tr> <th colspan="2">三輪</th> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A 電気自動車・天然ガス軽自動車で「平成21年排出ガス10%低減」達成 ※B 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準+20%達成、軽貨物はH27燃費基準+35%達成 ※C 「平成17年排出ガス基準75%低減達成」+軽乗用はH32燃費基準達成、軽貨物はH27燃費基準+15%達成</p>	種別	区分		※A	※B	※C	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	軽自動車	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	種別	区分		※A	※B	※C																											
三輪		1,000円	2,000円	3,000円																													
軽自動車	四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																											
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円																											
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																												
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																												
法人市民税	◎法人住民税均等割の税率区分に使用される「資本金等の額」の改正																																
たばこ税	◎旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を平成28年度から平成31年度にわたって段階的に廃止 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(現行)1,000本につき</th> <th>H28. 4. 1</th> <th>H29. 4. 1</th> <th>H30. 4. 1</th> <th>H31. 4. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,495円</td> <td>2,925円</td> <td>3,355円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(現行)1,000本につき	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1		2,495円	2,925円	3,355円	4,000円																						
(現行)1,000本につき	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1																													
	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円																													

平成28年度	個人市民税	◎スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入 (H30. 1. 1~) ○検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品の購入費用（年間10万円を限度として1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入
	固定資産税 都市計画税	◎特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置にわがまち特例を導入し、適用期限を2年延長 ○太陽及び風力発電設備 特例割合2/3 (1/3減免) ○水力、地熱及びバイオマス発電設備 特例割合1/2 (1/2減免) ○都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産特定割合4/5
	軽自動車税	◎自動車取得税を廃止し、軽自動車税における環境性能割の創設 (R1. 10. 1~) ◎軽自動車税へのグリーン化特例（軽課）の適用期限を1年延長 (H29. 3. 31まで)
	法人市民税	◎法人市民税法人税割の税率の引下げ (R1. 10. 1以後に開始する事業年度分から適用) ○地方法人税(国税)の税率引き上げに伴う、法人市民税法人税割を3.7%引下げ ・法人税割の税率 (改正前)11.1% → (改正後)7.4% (参考：国標準税率9.7%→6.0%)

平成29年度	個人市民税	◎配偶者控除・配偶者特別控除の見直し (H31. 1. 1~) ○配偶者特別控除の控除額が33万円の対象となる配偶者の収入を103万円から150万円まで引上げ、150万円を超えるものは収入に応じて段階的に201万円まで引上げ ○給与収入1,120万円(合計所得金額900万円)超の納税義務者本人に所得制限を導入 ○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を令和3年度まで延長 ◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を平成32年度まで延長
	固定資産税 都市計画税	◎固定資産税等の特例措置等にわがまち特例を導入 ○企業主導型保育事業 特例割合 1/2 (1/2減免) ○家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下) 1/2 (1/2減免) ○緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地 2/3 (1/3減免) ◎住宅用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正 ◎耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 ○耐震改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/2から2/3に拡充 ○省エネ改修を行った認定長期優良住宅：減額すべき額を1/3から2/3に拡充 ◎災害に関する税制上の措置の常設化 ○災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして市町村長が認めるものを取得等した場合、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税を4年度分1/2とする。 ○被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地特例(固定資産税・都市計画税)の適用を4年度分に拡充
	軽自動車税	◎軽自動車税へのグリーン化特例(軽課)の適用期限を、重点化を行った上で2年延長 (H29. 4. 1~H31. 3. 31)

平成30年度	個人市民税	<p>◎給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し(令和3年度分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与所得控除と公的年金等控除を10万円引下げ、基礎控除を10万円引上げる。 ○給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を、上限額220万円を195万円に見直す。 ○子育て世代、介護世帯への所得金額調整控除の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・前年の給与等の収入金額が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、「①年齢23歳未満の扶養親族を有する者、②特別障害者に該当する者、③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する者」については、給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を、給与所得の金額から控除する。 ○公的年金等控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含め、控除額の上限を新たに設け195.5万円とする。 ・公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額を10万円引下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。 ○基礎控除の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円で消失する仕組みを設ける。 ○非課税の範囲の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を引上げ、合計所得125万円を135万円に見直す。 ・均等割を課さないとする非課税限度額を10万円引上げ、「315千円×(同一生計配偶者+扶養数+1)+189千円+10万円」以下の者には均等割を課さない。 							
	固定資産税 都市計画税	<p>◎固定資産税等(土地)の「負担調整措置」を3年延長</p> <p>◎固定資産税の特例措置(わがまち特例)の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止用設備(汚水又は廃液を処理するための施設)に係る課税標準の特例措置1/3から1/2へ見直し2年延長 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に水力・地熱・バイオマス発電設備を追加、設備の価格に乗じる率を「1/2」から「3/4」へ見直し2年延長 <p>◎バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物移動円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の1/3に相当する金額(改修工事費の一定割合を上限とする)を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる。 <p>◎生産性向上特別措置法の施行に伴い、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>集中投資期間</td> <td>平成30年度～令和2年度</td> </tr> <tr> <td>特例率</td> <td>0.0</td> </tr> </table>	集中投資期間	平成30年度～令和2年度	特例率	0.0			
	集中投資期間	平成30年度～令和2年度							
特例率	0.0								
たばこ税	<p>◎たばこ税率の見直し 平成30年10月1日から3段階で引上げ</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>現行1,000本につき</td> <td>H30. 10. 1</td> <td>R2. 10. 1</td> <td>R3. 10. 1</td> </tr> <tr> <td>5,262円</td> <td>5,692円</td> <td>6,122円</td> <td>6,552円</td> </tr> </table> <p>◎加熱式たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課税区分に「加熱式たばこ」の区分を設ける。 ○紙たばこの本数への換算方法は、次の2つの方法によって換算した本数の合計本数とする方法に変更 <ul style="list-style-type: none"> ・加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 ・加熱式たばこの小売価格の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻きたばこの0.5本に換算 ○加熱式たばこの課税標準は、新たな換算方式である重量及び小売価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式への移行を、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に行う。 	現行1,000本につき	H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
現行1,000本につき	H30. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 10. 1						
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円						
令和元年度	個人市民税	<p>◎住宅借入金等特別税額控除の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローン減税措置の対象期間の延長(令和元年10月～令和2年12月の間に居住) <ul style="list-style-type: none"> ・消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、控除期間(11～13年目)において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において個人住民税から控除する。 ○子どもの貧困に対応するための非課税措置(令和3年度分～) <ul style="list-style-type: none"> ○事実婚状態ではなく、児童扶養手当の受給者であり、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。 ◎特例控除対象寄付金(ふるさと納税)の見直し(令和元年6月1日施行) <ul style="list-style-type: none"> ○総務大臣は、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・寄付の募集を適正に実施する地方公共団体とする。 ・返礼品返礼割合を3割以下とする。 ・返礼品を地場産品とする。 							

令和元年度	固定資産税 都市計画税	<p>◎地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定所有者不明土地を利用する地域福利増進事業の固定資産税及び都市計画税の課税標準について、最初の5年間3分の2とする特例措置を令和3年3月31日まで講ずる。 <p>◎特例措置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災上重要な道路における無電柱化のため、地下に埋設した電柱等に係る固定資産税の特例措置を見直しを行った上で適用期限を3年延長 ○子ども・子育て支援法に基づく国補助を受けた者が保育施設に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を2年延長 ○鉄軌道事業者が国補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上のための償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長 ○コージェネレーション設備に係る固定資産税の特例措置について、課税標準を価格の12分の11（現行：6分の5）とした上で、その適用期限を2年延長
	軽自動車税	<p>◎軽自動車におけるグリーン化特例の延長と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現行のグリーン化特例の適用期限を平成31年4月1日から令和3年3月31日まで2年延長 ○令和3年度から令和4年度までグリーン化特例の対象を電気自動車、天然ガス車に限定し継続（75%軽減） <p>◎軽自動車税の環境性能割（旧自動車取得税）の臨時的軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費税引き上げに伴う需要平準化対策として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車の税率の1%分を軽減 <p>◎環境性能割交付金の交付割合の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（環境性能割導入以後）100分の65⇒（令和元～3年度）100分の47⇒（令和4年度以降）100分の43 <p>◎NPO法人の環境性能割（旧自動車取得税）の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動支援のため、設立5年以内に軽自動車を無償で譲り受けた場合の環境性能割を免除

令和2年度	個人市民税	<p>◎未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等（令和3年度分以後の市民税に適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用 ○上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額500万円以下（年収678万円））を設定 ○所得500万円以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がいない死別女性については現状維持。 ○人的非課税措置の対象を前年の合計所得金額135万円以下の「障害者、未成年者、寡婦、ひとり親」に見直し
	法人市民税	<p>◎地方創成応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用期限を令和6年度まで延長 ○税額控除割合を17.1%から34.3%へ引上げ（損金算入措置（約3割）と併せて寄附金額の約9割の負担軽減）
	固定資産税 都市計画税	<p>◎現に所有している者の申告の制度化（所有者不明土地関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等の申告を義務化 <p>◎使用者を所有者とみなす制度を拡大（所有者不明土地関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者が一人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして、事前に通知した上で固定資産課税台帳に登録し課税。 <p>◎特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例として、最初の3年度分、価格に1/2を乗じた額とする。 ○農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産を、最初の5年度分、価格に2/3を乗じた額とする。 ○一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置として、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格に1/2を乗じた額とする。 ○新築住宅に係る税額の減税措置の適用期限を、令和4年3月31日まで延長
	たばこ税	<p>◎軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重量比例課税が適用されている1本当たり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、本数課税方式に見直し。令和2年10月から1年間は経過措置として0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税。以降は最低税率を設定（1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本）し、本数課税を適用。
	【新型コロナウイルス感染症における税制上の措置】	
	徴収猶予	<p>◎徴収猶予の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予
	個人市民税	<p>◎イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に寄付金控除を適用</p> <p>◎住宅建設の遅延等により令和2年12月末までに入居できない場合においても、令和3年12月末までに入居した場合には控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用</p>
固定資産税 都市計画税	<p>◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額について、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年同期と比べて、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者はゼロに減免する。 <p>◎新規に設備投資を行う中小事業者支援として、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構造物を追加</p>	
軽自動車税	<p>◎環境性能割の税率1%分を軽減する特例措置の適用期限を、令和3年3月31日まで延長</p>	

令和3年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅借入金等特別税額控除特例の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○控除期間10年を13年間とする特例を1年間延長 ○面積要件（床面積50㎡以上）を40㎡以上に緩和 ◎セルフメディケーション税制（市販薬品の医療費控除）の5年間延長
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎土地課税標準額の据え置き措置等 <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続 ○令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く（新型コロナウイルス感染症における措置） ◎課税標準の特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○先端設備等導入計画に基づく設備投資にかかる課税標準の特例措置の2年間延長
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境性能割の臨時的軽減の延長 <ul style="list-style-type: none"> ○環境性能割の特例措置（税率1%分軽減）を令和3年12月31日まで延長 ◎種別割グリーン化特例（軽減）の見直し・延長 <ul style="list-style-type: none"> ○営業用乗用車について、基準の切り替えを行った上で、2年間延長 ○軽貨物車について、電気自動車等に限定し2年間延長

令和4年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○適用期限を4年延長 ○住宅ローン控除率を0.7%に引下げ ○所得要件を2,000万円以下に引下げ
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎土地に係る負担調整措置 <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。 ◎特例措置の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○新築住宅に係る税額の減額措置の縮減及び適用期限の2年延長 ◎不動産登記法の改正に伴う措置 <ul style="list-style-type: none"> ○登記名義人等がDV被害者等である場合、固定資産課税台帳の閲覧や記載事項証明書等を交付する際に所要の措置を講ずる。

令和5年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消について、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。 ◎配偶者特別控除の適用に係る所要の措置 <ul style="list-style-type: none"> ○夫婦それぞれの合計所得金額が一定の金額である場合における配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するための所要の措置を行う。
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設 ◎長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置の創設 ◎バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置の創設 ◎家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも図面等を入手することができることを法令上明確化
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境性能割の税率区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、以後は税率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引上げる。 ◎種別割グリーン化特例（軽減）の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車等を取付した場合における現行の種別割グリーン化特例（軽減）措置の適用期限を3年延長したうえで、適用対象車を段階的に重点化する。 ◎特定小型原動機付自転車に係る課税上の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ○新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

令和6年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ◎令和6年能登半島地震災害の被害者の負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人市民税雑損控除及び金額の控除の特例を適用 ◎令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除（定額減税） <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度分の個人市民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円（所得税3万円）の減税。（納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。）
	固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ◎土地課税標準額の負担調整措置の延長 <ul style="list-style-type: none"> ○土地の評価額等に対する課税標準額の割合の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年延長 ◎特例措置の延長 <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した資産に対する課税標準の特例について、適用期限を2年延長し、わがまち特例として新設

令和7年度	個人市民税	<p>◎令和8年度分以降の個人市民税の税負担の調整及び就業調整への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給与所得控除の最低保障額を見直し、10万円引き上げ、65万円とする。 ○特定親族等特別控除の創設 特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入（控除額：最高45万円） ○扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、10万円引き上げ、58万円とする。
	固定資産税 都市計画税	<p>◎長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減額措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図ることを目的として、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額の措置に係る申告書の提出がなかった場合においても減額措置を適用することができることとしたうえ、適用期限を2年延長
	軽自動車税	<p>◎二輪車の車両区分の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総排気量125cc以下かつ最高出力を50ccの原動機相当の4.0Kw以下に制御した二輪車（新基準原付）を総排気量50cc以下又は定格出力0.6Kw以下の二輪車（原付）と区分し、それに係る軽自動車税種別割の税率を50cc原付と同額の2,000円とする。
	たばこ税	<p>◎加熱式たばこの課税方式の見直し 令和8年4月1日から2段階で引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加熱式たばこをスティック型の加熱式たばことスティック型以外の加熱式たばこに区分した上で、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式に変更。 ○紙巻たばこと同等の税負担となるように重量換算係数を見直し。 新換算方式は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・スティック型の加熱式たばこ：1本当たりの重量の0.35gをもって紙巻きたばこの本数に換算する。ただし、0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する（最低課税）。 ・スティック型以外の加熱式たばこ：1本当たりの重量の0.2gをもって紙巻きたばこ1本に換算する。ただし、1箱当たりの重量が4g未満である場合には、1箱をもって紙巻きたばこ20本に換算する（最低課税）。 ○加熱式たばこの課税標準の見直しは令和8年4月1日以降と令和8年10月1日以降の2段階で行い、2分の1ずつ新しい課税方式に移行する。

令和7年度
市 税 概 要

編 集 財政部 税 務 課
財政部 収納管理課
健康こども未来部 国保年金課

発 行 上 田 市
〒386-8601 上田市大手一丁目11-16
TEL 0268-22-4100(代)
URL <https://www.city.ueda.nagano.jp/>